

核兵器禁止条約採択の 意義と課題

2017年 8月 REC-PP-06

RECNA Policy Paper

レクナ ポリシーペーパー



Research Center for
Nuclear Weapons Abolition,
Nagasaki University(RECNA)

長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

核兵器禁止条約採択の 意義と課題

2017年8月 REC-PP-06

鈴木 達治郎	センター長・教授
黒澤 満	顧問
広瀬 訓	副センター長・教授
中村 桂子	准教授
吉田 文彦	副センター長・教授
太田 昌克	客員教授
梅林 宏道	客員教授
桐谷 多恵子	客員研究員
朝長 万左男	客員教授

※本稿で述べている見解は、筆者個人のものであり、筆者が属する組織を代表するものではありません。

"We all feel very emotional today. We feel that we are responding to the hopes and to the dreams of present and future generations -- that we undertake our responsibility as a generation to do whatever is in our hands to achieve and to move the world towards the dream of a world free of nuclear weapons,"

- *Elayne Whyte Gomez, President of the UN Negotiation on Treaty to Prohibit Nuclear Weapon, July 7, 2017*

「今日、私たちはとても感動しています。私たちは、現世代、そして将来世代の希望と夢に応えていると感じています—核兵器のない世界を実現するという夢に向かって、今私たち世代ができることはすべて行うという、責任を果たしていると感じています。」

- E. ホワイト・ゴメス、国連核兵器禁止条約交渉会議議長、2017年7月7日。

核兵器禁止条約採択の意義と課題

はじめに

2017年7月7日はまさに、核兵器廃絶を願うすべての人々にとって、歓迎すべき歴史的な一日となった。RECNAでは、核兵器禁止条約採択をうけて、その歴史的意義と今後の課題について、7月8日付で簡単な見解を発表した¹。しかし、本条約採択の意義と今後の課題については、より詳細な分析が必要と判断し、RECNAでは教授陣全員で、それぞれの専門分野から、この意義と課題について早急にまとめることとした。専門家のみならず、一般の読者にもわかりやすく読めるよう、各著者にはお願いした。

核兵器禁止条約の今後を考えるうえで、少しでもお役に立てれば幸いである。

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）
センター長・教授 鈴木 達治郎

¹ RECNA 見解、「核兵器禁止条約案採択にあたって」、2017年7月8日、<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/no8-jp>

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	鈴木 達治郎
要 旨	・・・・・・・・・・・・・・・・	鈴木 達治郎 P. 1
1. 核兵器禁止条約の内容と評価	黒澤 満 P. 7
2. 核不拡散条約や他の核軍縮条約との関係	..	広瀬 訓 P. 12
3. なぜ歴史的な条約は採択されたのか ～非核保有国における意識の変容から～	中村 桂子 P. 18
4. 核兵器国から見た核兵器禁止条約	吉田 文彦 P. 26
5. 「対抗的命題」を内包一日米同盟と核兵器禁止条約		太田 昌克 P. 32
6. 条約の加盟促進 (= 普遍化) について	梅林 宏道 P. 37
7. 広島・長崎からの視点——二人の被爆者へのインタビューから——	桐谷 多恵子 P. 42
8. 核兵器なき世界への第2ステージのはじまりか? ～核兵器禁止条約成立～	朝長 万左男 P. 47
	新聞記事
添付資料	核兵器禁止条約 (英文)

要 旨

鈴木達治郎

1. 核兵器禁止条約の内容と評価

第1章は、核兵器禁止条約そのものに焦点をあて、各条文の解説、そして条約や成立までのプロセスについての評価を、黒澤満 RECNA 顧問がまとめたものである。

まず条約そのものの条文では、とくに前文に注目して、本条約が「人道的なアプローチを採用している」点が特徴であるとしている。第1条の「禁止」項目では、「核兵器の実験」が「爆発以外の未臨界実験やコンピューター・シミュレーションが含まれる解釈も可能となった」こと、さらに交渉の最終段階で「核兵器の使用の威嚇」も含まれた点が重要だと指摘している。第2条（申告）、第4条（核兵器の全廃に向けて）で、核兵器保有国または核の傘に依存する国が将来参加するための道筋を示しているが、検証については「権限ある国際機関を指定すべき」としているものの、その内容もまだ不明であり、詳細が今後の審議にゆだねられている点を課題として指摘している。同様に第3条（保障措置）については、より厳しい「追加議定書」の採用を見送ったが、この点は少数の国が反対して見送られたことが指摘されている。

その他で注目される条文としては、第6条（被害者救助と環境改善）で「核使用または核実験の被害者（すなわちヒバクシャ）」で、「十分な援助を提供すべきこと」が明記されたことを評価する一方、第17条（期間と脱退）では、脱退の条件として核不拡散条約（NPT）と同様「自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には」と規定されているため、議論を呼んだと指摘している。

後半は、この条約の評価としてまず短期間に122か国の賛成を得て条約が採択されたこと自体を高く評価している。次に、核兵器国が参加していないために「本条約は実効性がない」という批判に対し、この条約の目的は、「長期的な視点に立ち、核兵器の禁止を推進することにより、核兵器に悪の烙印を押すこと、核兵器に汚名を着せること、核兵器を非正当化すること」にあると強調している。したがって、「条約の成立によって推進国の活動が終止するのではなく、今後もその方向への進展を促進する一層の努力が必要であろう」と指摘している。また、この条約により、対立が深まるのではないか、という指摘に対しても「NPT締約国は第6条の義務を履行すべきであり、それにより、分裂や対立が緩和されることが可能であると考えられる」と結論づけている。

2. 核不拡散条約や他の核軍縮条約との関係

第2章では、広瀬訓教授が本条約と他の軍縮条約の関係について、わかりやすく分析・

解説している。

まず他の条約との文言上の整合性については、「大きな問題があるとは考えにくい」としている。条文からは、NPTの趣旨と禁止条約の目的との間には完全に整合性が確保されているとし、特に条約はNPT第6条（軍縮の義務）に関し、「実現されるべき具体的かつ詳細な内容を規定することを目的としていると言うべきである。その意味では核兵器禁止条約の条文はNPTを補完、強化するものである」と断言している。一方、包括的核実験禁止条約（CTBT）は核爆発を禁止しているのに対し、核兵器禁止条約は核爆発を伴わない実験も対象とすることが大きな違いであるとしている。また、第4条で核実験の禁止については特段の検証規定がないことを指摘し、これは「CTBT、とりわけその検証メカニズムが十分に機能し、信頼できるものであるという前提で作られている」と指摘している。さらに、前文で「国際人権法」及び「非核兵器地帯」についても言及している点に注目し、「国際人道法の発展にとって極めて重要な一步となること」、さらに「核兵器禁止条約の条文は、言い換えるならば地球全体を非核兵器地帯とする内容が規定されていると言うべき」と指摘している。

後半は、他の条約や交渉への影響について分析している。ここでは、核兵器禁止条約が核兵器国や核抑止を重視する国との亀裂を深め、核軍縮にとってマイナスになるのではないかと懸念に対して、2017年のNPT再検討会議第1回準備委員会を見る限り、そのような懸念は「杞憂である」と指摘している。また、国際社会に分断をもたらしたのではないかと、という批判に対し、『分断』そのものは長い間国際社会に存在していたのであり、核兵器禁止条約の採択により新たに発生したものではない。従って、そのような観点から核兵器禁止条約が核軍縮の推進にとってむしろマイナスであるという指摘は正しくない」と結論付けている。

3. なぜ歴史的な条約は採択されたのか～非核保有国における意識の変容から～

第3章は、核兵器禁止条約が採択されるまでに至った歴史的経緯について、詳細な分析を中村桂子准教授が行っている。

まず、「人道的アプローチ」について、転機となったのが2009年に始まった国際赤十字委員会（ICRC）総裁の演説とそれを受けた2010年のNPT再検討会議であったとしている。この動きを推進したオーストリア等がその後の「人道的アプローチ」を主導した。結論として、人道的アプローチは、「単なる核軍備の量的削減の要求にとどまらず、核兵器に対する認識や価値観の変化を求めるもの」であり、「国家中心の安全保障論から、人間中心の安全保障論へと、核兵器の議論を根本から変える試みであった」としている。

次に「非核保有国の意識の変化」について、当初は国際NGOが作成した、検証制度を伴う包括的な核兵器禁止条約（NWC）をベースに議論をすすめていたが、それでは核兵器国の参加が必須となるため、その後は「核兵器禁止の規範意識の確立を優先とし、廃棄や検証

プロセスに関する詳細の規定についてはのちの議論に委ねる、というアプローチ」に変化していった経緯を分析している。これと並んで、「核保有国の反応」を次に分析している。当初は核保有国の中でも、核兵器の非人道性に一定の理解を示す発言がみられたものの、禁止条約の議論が本格化するにつれ、核保有国からの抵抗は激しさを増し、とりわけ米国は他の同盟国に対しても同様の行動をとるよう訴えるまでになった。

しかし、第3章のハイライトは何とんでも「禁止条約交渉会議」とそれに続く「さまざまな論点」「違いを乗り越える努力」の分析である。筆者自らが公開作業部会(OEWG)、NPT再検討会議、そしてこの禁止条約交渉会議の現場に直接出かけて、外交官、NGO、そして被爆者など市民社会との連携を直接目撃して分析したこの部分は読みごたえがある。

最後に、筆者は今回の核兵器禁止条約採択までのプロセスを動かした背景として、「非核保有国における核兵器に対する認識、自らの役割に対する認識の変化」を挙げている。それは、「核兵器禁止は地球規模での喫緊の課題であり、また、すべての国家に課された法的、道義的、倫理的な責務に他ならない。その実現には核保有国の政策転換を待つ必要はなく、非核保有国主導で進めることが可能だ、という明確な認識」である、としている。この認識の変化が「核軍縮の国際議論における『民主化』とも呼べる現象を引き起こしてきた。」と結論づけている。

4. 核兵器国から見た核兵器禁止条約

第4章は、核兵器国がこの禁止条約をどう見てるか、の観点から、吉田文彦教授が分析している。おそらく現在核兵器を保有している国、そして核の傘国にとって、今回の条約は「安全保障や外交戦略を支える核抑止力を根こそぎ奪われ、それぞれの安全を脅かしかねない存在に映っていることだろう」とまず指摘している。ただ、核兵器国といっても(1) NPTで認められている5つの核保有国と(2) NPT外で核兵器を保有している他の4か国、の二つグループにわかれ、それぞれ違う視点での分析を行っている。

まず、NPTの5核保有国であるが、この5か国は「NPTで少なくとも当面は許容されている5核保有国の特権を、リアルポリティクスの視点から重視していること」が共通項であり、「既得権を温存するインフラとしてのNPTを活用してきた5核保有国は、(禁止条約が)そうしたインフラをつぶす副作用があると強く警戒していることだろう」と指摘している。その反作用として、「核抑止依存国はこれまでも増して核抑止論の必要性を強調する戦略に出ることも考えられる。そのための有効な手段のひとつが、以前から進めている核兵器システムを更新し、性能を高める『近代化』計画を推進し、さらには加速する」可能性を指摘している。しかしそのような反作用は「NPTへの不信感を一段と高める結果になりかねない」ため、今後は「核兵器禁止条約の存在を『圧力』にして、どのように5核保有国の核抑止依存体質を変更し、核廃絶へと近づいていくかが大きなカギとなるに違いない」と結論づけている。

また、第2のグループについては、そもそも「5核保有国の抑止論をコピーするような形で核武装し、地域対立などで自国の優位性を確保する選択をした」国々であり、今回の条約を尊重する可能性はほとんどない。むしろ、5核保有国よりも地域での「核戦争が勃発する危険が高まっている」点を指摘し、「地域核戦争が引き金となって世界規模の核戦争が誘発されるシナリオも危惧されている」、と強調している。

今回の禁止条約は「核廃絶を『最高次元での地球規模の公共の利益』と位置づける条約」であり、今後は「核抑止に依存する諸国は今後、核抑止に内在するグローバルなリスクについて、ことあるごとに、核兵器禁止条約の締約国から問われることになりそうだ」との結論を導いている。

5. 「対抗的命題」を内包一日米核同盟と核兵器禁止条約

第5章は、日米核同盟の視点からの分析で、この分野では第1人者の太田昌克客員教授が、現場の取材体験も含めて、詳細な分析を行っている。

まず、今回の禁止条約において、「核の使用の威嚇」が第一条に含まれた意義について、「使用の威嚇」こそが、「米国を中心とした核保有国の核戦略体系のまさに核心を衝く重大要素」と強調し、だからこそ「核兵器禁止条約が今回、『使用の威嚇』を明示的に禁じたことは、こうした「核の傘」に依拠しながら半世紀以上続いてきた米国の同盟政策、ひいてはその世界戦略に真正面から倫理上の戦いを挑み、その正統性と正当性を根源から鋭く問い直す行為と断じていい」と評価している。その結果、核兵器禁止条約は核抑止論を土台とする「日米核同盟」への「アンチテーゼ（対抗的命題）」を内包しているのが大きな特徴である、と指摘している。

次に、核兵器禁止条約交渉に日本が不参加を決定した舞台裏について、現場での取材をもとに、詳細な分析を行っている。特に筆者が強調したのは、米トランプ大統領の存在であった。今年2月10日の日米共同声明において「米国は必要なら核戦力を使ってでも日本を守る」と約束したことは1975年の三木・フォード大統領会談以来である、と指摘し、この「トランプカード」が相当程度効いていたことは間違いない、と分析している。

最後に、日米同盟と核問題を長年取材してきた立場から、今回の禁止条約の意義を筆者なりに考察している。そこで、原爆投下に深く関与したバード米海軍次官の言葉を引用し、この禁止条約には「大きな潜在力がある」と強調している。なぜなら「バードが七二年前に想起した人間倫理への回帰を根源的に呼び掛ける国際法であり、その道徳的規範性は人間の意識構造への浸透性を包含している」からであり、核リスクが高まっている今こそ、「この条約に人間倫理の回復を期待したい」との言葉で本章を結んでいる。

6. 条約の加盟促進（＝普遍化）について

第6章は、条約の持つ意味と今後の展望について、特に「条約の普遍化」という視点から、北東アジア非核兵器地帯構想に長年取り組んできた梅林宏道客員教授が分析している。

禁止条約の普遍化については、条約12条に「全ての国の条約への参加を奨励しなければならない」と規定されており、発効後は2年毎の加盟国会合や6年毎の再検討会議において討議されることになっている、として「普遍化」の重要性をまず指摘している。

次に筆者は、核兵器へのかかわり方によって、世界の国家を次の5つに分類している：
①NPT非核保有国で核保有国と同盟関係にない国 ②核保有する9つの国 ③NATO加盟の非核保有国で核配備を受け入れている国 ④米国と同盟関係で拡大核抑止を含む安全保障協力関係にある国 ⑤ロシアを盟主とする集団安全保障条約機構（CSTO）に加盟する5つの非核保有国。この5つのグループごとに、核兵器禁止条約の普遍化にどのような課題や可能性があるか、を分析したのがこの章の特徴である。

グループ①の国についてはあまり問題がないが、②③の国々については、これら15か国の対してのみ加盟のための筋道を明文化されている点に筆者は注目している。また④⑤の国々は日本も含まれる「同盟国で非核保有国」という立場の国々である。これらの国々は、禁止条約に参加するためには；(1)拡大核抑止力依存する核の傘国であることを解消すること、さらには、(2)米国やロシアによって行われる核兵器活動を「いかなる方法においても援助しない」など第1条(e)項に抵触しないための同盟関係の整理を行うこと、が求められる、との結論を導いている。

最後に、日本の加盟と北東アジア非核兵器地帯に触れている。本条約の普遍化のためには、「保有国に対しても依存国に対しても、安全保障政策の転換を求めなければならない」として、被爆国日本の政策転換は、RECNAが主張してきた「北東アジア非核兵器地帯の設立によって実現可能」と結論づけている。

7. 広島・長崎からの視点——二人の被爆者へのインタビューから——

第7章は、広島・長崎の視点、特に被爆者からの視点について、二人の被爆者へのインタビューを通じた分析を、桐谷多恵子客員研究員が行っている。

長崎の被爆者深堀好敏氏のインタビューでは、条約の成立を評価する一方、日本政府については、以前から「そういう態度」であった、という感想が印象的である。その背景には「日本政府はアメリカに物申すことができないんでね」というコメントを引用している。オバマ大統領の広島訪問も評価するという深堀氏は、この条約について、「今からがスタートだ、そういう気持ちを持って、冷静にね…これを機に核保有国を一国ずつでも説得して、引きずり込むような動きをしていかなければいけない」とのコメントを紹介している。

次に広島の被爆者切明千枝子氏のインタビューでは、日本政府の態度にまず言及し「被爆者として悔しい思いをしています」とのコメントを紹介している。また、オバマ大統領の広島訪問についても「複雑な気持ち」とコメントされている点が興味深い。最後のコ

メントも日本政府に対し、「日本が本当は、先頭に立って条約を結びましょうという立場にあるはずだと思うのです」とのコメントを紹介している。

最後に、被爆地が取り組むべき課題として、谷口稜暉氏が、禁止条約の成立を歓迎する集会にむけてのビデオメッセージの中で「被爆者が一人もいなくなったときに（世界が）どんな形になっていくのか。それが一番怖い」との指摘を重く受け止めなければならない、との視点から、「核保有国の説く『抑止力』という『現実』に対して、被爆地で起こった現実を理論的に発信していく必要」を説いている。そのために、RECNAに「被爆・戦後史研究会」を立ち上げたことを紹介して章の結びとしている。

8. 核兵器なき世界への第2ステージのはじまりか？～核兵器禁止条約成立～

第8章は、被爆地長崎の代表として、禁止条約の交渉の場にも参加され、被爆者でもおられる朝長万左男客員教授による論考である。

交渉の場で、自らが発表されたときの印象として、「5核保有国や同盟国がボイコットする中、もっぱら中小の国々が、緊張をはらみつつ会議をリードしている姿を見ると・・・ついに多数派と少数派に分かれて対立したまま、この世紀の条約成立を迎えつつあることに悲痛な気持ちをいただきながら見守り続けていた」と記述されている。

禁止条約そのものの評価としては、「使用と使用の威嚇禁止が入ったことで、核兵器国のみならず核の傘国である日本もとりあえず参加不可能になった」とし、日米同盟の大きな変革なしには、今後日本の禁止条約加盟の可能性は極めて低いと判断している。この結果、「日本の核廃絶におけるこれまでのリーダーシップは、今後かなりの失墜を免れないだろう」、と述べている。

一方、今後への期待として、「日本政府のこれからの責任は重大である」とし、この第2ステージ（NPTと禁止条約の二重構造での核廃絶）においては、「核兵器国への働きかけ、特にそれらの市民社会に対する直接的働きかけに焦点が絞られて行くべきであると強く思う」と結論づけている。

1. 核兵器禁止条約の内容と評価

黒澤 満

1. 核兵器禁止条約の内容

前文は条約の本文の前に置かれる規定であり、条約の前文はそれ自体法的拘束力を持つものではないが、条約の目的や条約作成の背景を示すもので、本文の解釈を支えるものとなる重要な部分である。最初の議長提案では14項目であったが、その後多くの国の要求もあり、最終的には24項目が含まれている。

前文の第1の特徴は、本条約が人道的なアプローチを採用しており、人道的な観点から条約交渉過程を推進しようとしている点である。第2項は、「核兵器の使用から生じるであろう壊滅的な人道的結果」を深く懸念し、「核兵器が決して使用されない唯一の保証として」の「核兵器の完全な廃絶の必要性」を認識している。第3項は、「核兵器の継続する存在によるリスク」を想起し、これらは「すべての人類の安全保障に関するリスクである」ことを強調している。第6項は、核兵器使用の犠牲者として（ヒバクシャ）が明記され、その苦しみに留意している。

前文の第2の特徴は、核兵器の法的禁止に関するもので、第8項で、国際法の遵守を強調し、第9項で国際人道法の原則と規則を基礎にすることを明示し、第10項では、「核兵器のいかなる使用も国際法に違反するであろう」と考え、第11項は、「核兵器の使用は人道の原則に反する」ことを再確認するとともに、第12項では、「国連憲章に従い、国家は武力の威嚇または使用を控えなければならない」ことを想起している。

前文の第3の特徴は、本条約の交渉推進の大きな一つの要因として、「核軍縮のスローペース、軍事・安全保障政策における核兵器への継続的な依存、核兵器の生産、維持、近代化のための計画への経済的・人的資源の浪費」への懸念を表明している。核不拡散条約（NPT）第6条で約束している核軍縮が、ほとんど進展しないことに加えて、最近核兵器を増強し近代化していることに対する、異議申し立てという大きな課題が強調されている。

第1条（禁止）においては、条約で禁止される核兵器に関する以下のような活動が列挙されており、核兵器禁止条約という本条約の中心的な内容が規定されている。

- (a) 核兵器の開発、実験、生産、製造、その他の取得、所有、貯蔵
- (b) 核兵器の移譲
- (c) 核兵器の受領
- (d) 核兵器の使用または使用の威嚇
- (e) 禁止行動の援助、奨励、勧誘
- (f) 禁止行動の援助の要求と受領
- (g) 領域内への核兵器の配備の許可

この規定は最初の議長提案が維持され、若干の変更があっただけである。実験の禁止となったところは、当初は「核兵器の実験的爆発」となっており、包括的核実験禁止条約(CTBT)と同じ書きぶりであったが、最終的には「核兵器の実験」となったため、爆発以外の未臨界実験やコンピューター・シミュレーションが含まれる解釈も可能になった。もう一つは、最後の段階で「核兵器の使用の威嚇」が含まれるようになったことである。その他の要求として、「通過」「融資」「使用の準備」なども禁止すべきだという主張は受け入れられなかった。

第2条(申告)は、交渉途中で、核兵器保有国を条約に参加させる道筋を明確にする方向に転換したため、大きく変更され、最終的には、(a)核兵器を保有したが、条約発効前に廃棄したかどうか、(b)核兵器を保有しているかどうか、(c)他国が保有している核兵器が領域内に存在するかどうか、を申告するものとなっている。

第3条(保障措置)は、締約国は、条約発効時点で有効な保障措置を維持することを規定しつつ、追加的な文書の採用すなわち追加議定書の締結の可能性を残している、会議では、より厳しい追加議定書を基準とすべきであると多くの国が主張したが、それに反対する若干の国が存在した。また包括的保障措置協定をまだ締結していない国に対しては、そうするよう要求している。

第4条(核兵器の全廃に向けて)では、特に核兵器を保有しまたは配備させている国家をどのように条約に参加させるかの手続きが詳細に規定されており、具体的には第2条の申告の場合と同様に三つのカテゴリーに分けて規定されている。まず核兵器を保有していたが条約発効前に廃棄した締約国は、核兵器の不可逆的廃棄を検証するための権限ある国際機関と協力すべきである。核兵器を保有する締約国は、即時に実戦配備からはずし、できるだけ早く、第1回締約国会議で決定されるデッドラインまでにそれらを廃棄すべきである。他国が保有する核兵器を領域内にもつ締約国は、第1回締約国会議で決定されるデッドラインまでに核兵器の早期の移動を確保すべきである。また権限ある国際機関を指定すべきとされているが、その内容もまだ不明であり、詳細は今後の審議に委ねられている。

第5条(国内的履行)では、条約義務の履行のための必要な措置を採択すべきこと、そこには、禁止された活動を防止し抑圧するために必要な法的、行政的その他の措置をとるべきことが規定されている。

第6条(被害者援助と環境改善)では、まず締約国は、核使用または核実験の被害者で管轄権内にある個人に対し、十分な援助を提供すべきこと、次に、核実験または核使用に関する活動により汚染された管轄権の下にある地域に関し、環境改善に向けた措置をとることを義務づけている。この条は国内的な措置を規定している。

第7条(国際協力および援助)では、国際的な協力および援助を定めており、そうする地位にある締約国は、影響を受けた締約国に技術的、物質的および財政的援助を提供すべきこと、核使用または核実験の犠牲者のための援助を提供すべきことが規定され、それらの援助は国連をはじめ、赤十字国際委員会などさまざまなルートで実施される。核兵器を

使用しまたは核実験を実施した締約国は、影響を受けた締約国に十分な援助を提供する義務があるという条項は、さまざまな議論があったが、最終的に挿入された。

第 8 条 (締約国会議) では、条約の適用と履行に関する問題を審議し決定するために、条約発効後 1 年以内に第 1 回会合を開催すること、その後は 2 年おきに開催することを定め、さらに必要な場合には特別会合を開催すること、条約再検討会議を条約発効 5 年後に、その後は 6 年おきに開催すること、これらの会合には非締約国も招待されるべきことが規定されている。審議し決定する事項として、特に (a) 条約の履行と地位、(b) 核兵器計画の検証される時間的枠組みのある不可逆的な廃棄のための措置が規定されている。

第 9 条 (費用) では、費用は適切に調整された国連分担率に従うと規定されている。

第 10 条 (改正) では、条約の改正につき、いかなる国も改正の提案を行うことができ、締約国の過半数が賛成する場合には、締約国会議または再検討会議で審議し、3 分の 2 以上の多数決により改正が合意され、改定批准書を寄託した締約国について効力を有すると規定する。

第 11 条 (紛争解決) では、条約の解釈または適用に関する紛争は、国連憲章第 3 3 条に従って交渉その他の平和的手段をとるべきこと、締約国会議が紛争解決に貢献しうることが規定されている。

第 12 条 (普遍性) では、各締約国は、条約への普遍的支持を目標として、締約国でない国に対して署名、批准を奨励すべきことが規定されている。

第 13 条 (署名) では、この条約は 2017 年 9 月 20 日から署名のために、ニューヨークの国連本部で開放されると規定されている。

第 14 条 (批准、受諾、承認または加入) では、条約は批准されなければならないこと、および加入のため開放されるべきことが規定されている。

第 15 条 (効力発生) では、この条約は 50 番目の批准書が寄託された後、90 日で効力を発生すると規定されている。当初の議長案では 40 番目の批准書となっていたが、最終的には 50 カ国の批准が条件となった。

第 16 条 (留保) では、本条約には留保を付すことができないと規定され、留保は禁止されている。

第 17 条 (期間と脱退) では、条約は無期限であること、一定の場合に締約国は条約から脱退する権利を有すること、脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後 12 カ月で効力を生じる。脱退の条件として、NPT などと同様に、「この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には」と規定されているため、核兵器の禁止に関する本条約の場合は脱退を認めるべきではないと主張する国もあり、さまざま議論されたが、そのまま条約本文となった。なお当初の議長案は受理から 3 カ月で効力を生じるとなっていたが、それは 12 カ月に変更された。

第 18 条 (他の協定との関係) では、この条約の履行は、現存の国際協定に関して締約国が引き受けた義務は、それがこの条約と一致する場合には、害するものではないと規定す

る。当初の議長案では、「この条約は、核兵器の不拡散に関する条約に基づく締約国の権利および義務に影響を与えるものではない」と、NPT を特定して規定していたため、さまざまな議論の後に、最終版となった。

第 19 条（寄託者） では、国連事務総長がこの条約の寄託者として指名されている。

第 20 条（正文） では、この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語をひとしく正文とすると規定されている。

2. 核兵器禁止条約の評価

まず、これだけの短い期間の間に交渉が行われ、122 カ国の賛成を得て条約が採択されたことは、高く評価されるべきであろう。その背景としては、一つは核軍縮への人道的アプローチの採用があり、2010 年以來のさまざまな国際会議や共同声明により、これまでの国家の安全保障を基礎とするアプローチではなく、人類全体の生存そのものの利益を追求するという方法で進められたことである。もう一つの背景は、米ロの新 START 条約が署名、発効して以来まったく進展が見られないし、多国間の核軍縮では CTBT はまだ発効せず、FMCT は交渉も開始されないという状況があり、逆に核兵器保有国は、安全保障政策における核兵器の役割を強化しており、全般に核兵器の近代化が進められている状況がある。

条約それ自体に対しては、北朝鮮の核問題に解決をもたらすものではないし、核兵器を一つも削減するものではなく、実効性がないという批判があるが、この条約はそもそもそれらを目的として交渉されたものではなく、「核兵器を禁止する条約」を交渉し、成立させたものである。さらに核兵器保有国および核の傘にある非核兵器国はこの条約への参加を拒否しており、当面参加する可能性はない。

この条約の目的は、長期的な視点に立ち、核兵器の禁止を推進することにより、核兵器に悪の烙印を押すこと、核兵器に汚名を着せること、核兵器を非正当化することである。これに対しても核保有国などはさまざまな手段を用いて、そのような動きに反対し、それを妨害し、そのような流れを阻止しようとするであろう。したがって、条約の成立によって推進国の活動が終止するのではなく、今後もその方向への進展を促進する一層の努力が必要であろう。そうでなければ、条約の成立だけで終わり、目的を達成できない可能性も排除されないだろう。

この条約の成立に伴い、NPT を中心とする核不拡散体制が弱体化させられ、国際の平和と安全をかえって損なうものであるとの批判が広く行われている。当初は、この条約が成立すれば、この条約の参加国は集団で NPT から脱退することも危惧されたが、条約交渉過程における推進国の見解からしても、その可能性は今はないと考えられるが、NPT 体制を強く支持する核兵器保有国と核の傘の下にある諸国との関係で、国際社会が分裂し対立することは、一定程度は避けられないものとなるであろう。

したがって、すべての国に対して、この対立と分裂をできるだけ緩和し、共通の基盤を

強化していくことが求められる。条約の締約国はそれぞれ自国が締結している条約の義務を履行することが求められるのであるから、核兵器禁止条約の締約国はその条約の義務を、NPT 締約国はその義務を誠実に実行する必要がある。二つの条約の義務が法的に矛盾し、調和が不可能という状況はまったく存在していない。NPT 締約国は第 6 条の義務を履行すべきであり、それにより、分裂や対立が緩和されることが可能であると考えられる。核兵器禁止条約の交渉開始の大きな動機は、NPT の下で核軍縮が進展していないという批判にあるので、ブロック積み上げ方式であれ、ステップ・バイ・ステップ方式であれ、核軍縮の進展のため努力が強化される具体的な核軍縮措置が合意されるべきであろう。

この条約の目的の達成は長期的な視野に立つものであり、本条約の評価も長期的な観点から行われることになるであろう。

2. 核不拡散条約や他の核軍縮条約との関係

広瀬 訓

1. はじめに

国連において核兵器禁止条約案が採択され、今後核兵器禁条約の成立を通して核軍縮を推進しようと努めてきた国々による批准が続くことが予想され、条約の発効も確実視されている。しかし、この条約の交渉にあたっては、米ロを始めとする核兵器保有国および日本のように核抑止に自国の安全保障を依存している国々からは強い反対があり、このような条約の成立を一部の国々の間で強行することは、核軍縮をめぐり、国際社会に分断をもたらすものであり、かえって実際の核軍縮交渉に悪影響を及ぼしかねないという懸念も表明されている。果たして、今回の核兵器禁止条約の採択が、既存の核軍縮・不可拡散に関する他の条約や国際的な枠組みにどのような影響を及ぼすことになるのか、概観してみたい。

2. 他の条約との整合性

まずは核兵器禁止条約と他の条約との文言上の整合性であるが、この点において、大きな問題があるとは考え難い。今回の交渉は国連を舞台として進められてきたが、条約前文において1946年1月の国連総会決議第1号に言及されている通り、核兵器を含む大量破壊兵器の廃絶は、国際の平和と安全の維持を主たる目的として設立された国連の長年にわたる重要な課題であり、国連憲章の精神に完全に合致するものである。特に潘基文前国連事務総長が提案した核軍縮のための5項目²を忠実に反映するものであり、国連による核軍縮への取り組みを具現化するものであると言える。

また、現在の核軍縮・不拡散の土台となっている核不拡散条約（NPT）について、核兵器禁止条約は前文でこれを「核軍縮と不拡散体制の礎石」と位置付け、その重要性を確認するという姿勢を示している。具体的には、NPTの三本柱である核兵器不拡散、核軍縮、原子力の平和利用について、核不拡散は第3条、核軍縮は第1条、第2条および第4条において、それぞれ対応する形となっており、NPTの趣旨と核兵器禁止条約の目的との間には完全に整合性が確保されている。核軍縮に多くの条文が割り当てられており、核不拡散のためのIAEAによる安全保障措置への言及は簡潔で、また原子力の平和利用に関しては前文のみで具体的な条項を設けていないが、これはNPTが核不拡散を最大の目的としているのに対

2

<https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2008-10-24/secretary-generals-address-east-west-institute-entitled-united>

し、核兵器禁止条約が核軍縮を最大の目的としていることから、このような構成になっていることは当然であろう。

今回の核兵器禁止条約交渉の背景に、NPT 第 6 条に規定されている核軍縮の誠実な交渉の義務の履行において具体的な見通しが立たないことに対する多くの国々のいら立ちがあることは明白であり、条約自体が NPT 第 6 条に関し、実現されるべき具体的かつ詳細な内容を規定することを目的としていると言うべきである。その意味では核兵器禁止条約の条文は NPT を補完、強化するものであり、NPT の趣旨と齟齬をきたすような内容が含まれていないことは当然である。さらに、NPT と違い、原子力の平和利用に関し、特に条項を設けてはいないが、これは条約の目的を核兵器廃絶に絞るという意味では効果的であり、NPT 再検討プロセスにおいて、しばしば開発途上諸国が原子力分野での国際協力の推進を強調し、議論の相当の部分が原子力の利用の推進に充てられていることを考えれば、より核軍縮の重要性を強調する結果となっていると言えるだろう。

次に包括的核実験禁止条約 (CTBT) との関係であるが、CTBT の重要性も前文で確認されており、また、第 1 条 (a) の禁止事項の中には核兵器および核爆発装置の「実験」も含まれている。この規定は CTBT 締約国の義務と一致するものであり、CTBT と矛盾するものではない。しかし、CTBT が具体的に禁止しているのは核爆発を伴う実験であり、核兵器禁止条約は爆発に限定せず、核兵器に関するすべての実験を禁止している。もちろん CTBT の交渉過程においても、同様にすべての実験を禁止すべきとの意見も提案されていた。しかし、検証の問題から、一定規模以上の核爆発を伴う実験のみが禁止の対象となった経緯がある。ただし将来的には CTBT の文脈で核爆発を伴わない実験も禁止すべきという意見は繰り返し表明されている³。時間の制約からか、あるいは条約の主たる目的ではないためか、核実験の禁止対象を拡大する場合、その履行をどのように確保するのか、また、有効な検証手段は存在するのかという点については、今回の交渉では十分に議論されていないように見受けられる。その結果、第 4 条の核兵器の廃棄に関する具体的な義務と検証措置においては、核実験の禁止に関しては特段の規定が設けられていない。軍縮条約の検証手段が根本的には「条約違反の発生を監視する」という性格のものである以上、違反行為の一つである核実験に関しても何らかの具体的な検証が講じられるべきであろう。それが規定されていないということは、現時点ではまだ正式に発効していないが、核兵器禁止条約は CTBT、とりわけその検証メカニズムが十分に機能し、信頼できるものであるという前提で作られていると同時に、現時点では CTBT を超える禁止対象の拡大を実際に担保することは困難であると認めていると言うことができるだろう。

さらに具体的な条約名を挙げずに、前文では国際人権法、国際人道法および非核兵器地帯についても言及している。特に国際人道法については、核兵器を含むあらゆる武器、兵器がその使用において国際人道法による規制を受けることは言うまでもない。そして、国

³ Ramaker, Jaap, Jennifer Mackby, Peter D. Marshall, Robert Geil, *The Final Test*, Preparatory Commission for the CTBT, 2003, p. 57-p. 69

際人道法の原則が武器、兵器の使用に関し、不必要な苦痛や殺傷を回避することと、非戦闘員および非軍事的な施設に対する攻撃を禁止することを考えれば、強大な破壊力を有し、長期にわたる放射能障害を広範囲に発生させる可能性のある核兵器の使用を禁止し、その開発、生産、保有まで禁止することは、国際人道法の発展にとって極めて重要な一歩となることには疑問の余地は無い。また、同様の観点から、生物兵器、化学兵器という大量破壊兵器がすでに禁止されていることを考えれば、むしろ核兵器の禁止は遅すぎると言うべきである。また、非核兵器地帯に関しても、核兵器禁止条約の条文は、言い換えるならば地球全体を非核兵器地帯とする内容が規定されていると言うべきであり、各非核兵器地帯の設置、運営に対して抵触するような条項は含まれていない。

結論として言えば、今回の核兵器禁止条約は、少なくともその条文上は、既存の核軍縮・不拡散に関する諸条約の重要性を前提として、それらを補完し、その目的の達成を促進する内容となっており、従来の核軍縮・不拡散の成果と矛盾、抵触するものではないと言えることができる。

3. 他の条約や交渉への影響

核兵器禁止条約は、その条文の文言上、既存の条約と矛盾しないことは明らかであるが、今回の核兵器禁止条約の採択には、核兵器保有国および自国の安全保障を核抑止に依存している国々が反対しており、実際にこの条約によって核兵器の禁止が見込めないだけでなく、核兵器禁止を強く求める国々と安全保障上核抑止を重視する国々との間の亀裂を深め、結果として核軍縮にとってマイナスになるという批判も根強い⁴。核兵器禁止条約はまだ採択されたばかりで、発効もしていない現段階で、この条約が核軍縮に対し実際にどのような影響を及ぼすのか検討するにはいささか時期尚早ではあるが、実際に上記のような懸念、批判がどの程度妥当なものなのか、予測を交えて検討してみたい。

核軍縮はNPT体制の下で進めるべきであり、核兵器禁止条約は核軍縮に関する議論、交渉の場を分裂させるものであり、むしろ核軍縮の促進にとって支障になるとの批判は、核兵器保有国を中心にしばしば見られるものである。⁵これに対し、核兵器禁止条約を推進してきた国々は、新しい条約はNPT第6条を具体化するものであり、むしろNPT体制を補完、強化するものであると強調した。⁶実際の問題として、核兵器禁止条約がNPTに替わるものだと

⁴ 戸崎洋史 「保有国と議論を」 長崎新聞 2017年7月9日(8)

⁵ <http://statements.unmeetings.org/media2/14684220/russia-new.pdf>
<http://statements.unmeetings.org/media2/14684176/usa-us-general-debate-statement-npt-prepcom.pdf>

⁶ <http://statements.unmeetings.org/media2/14684393/austria-new-cluster-1-mcl-552017.pdf>
<http://statements.unmeetings.org/media2/14684381/switzerland-eng-and-french-clus>

して、NPTの重要性を軽視するような発言や、核兵器禁止条約の採択に伴ってNPT再検討プロセスへの参加を取りやめるような国は、少なくとも2017年に開催された2020年NPT再検討会議第1回準備委員会を見る限り、皆無であった。核兵器禁止条約が成立することで、核軍縮交渉が分断され、NPT体制が弱体化するのではないかという懸念は、少なくとも現時点では杞憂であると言ふべきである。核兵器禁止条約を推進してきた国々は、いずれも核兵器禁止条約を「NPTを補完するもの」と定義しているのである。

それでは、核兵器禁止条約は、NPT参加国間の分断を深刻にするものであろうか。確かに第1回準備委員会を見る限り、核兵器禁止条約をめぐる立場の相違が目立ったと言える。しかし、その具体的な内容は、核軍縮の速やかな進展を要求する国々と、主に安全保障上の理由から核軍縮の急激に促進に慎重な国々との間の意見の対立であり、従来からNPT再検討プロセスにおいて幾度となく繰り返されてきた議論と大きく異なることはなかった。仮に核兵器禁止条約が無くとも、同じ様な議論が展開されたであろうことは容易に推測がつき、特に核兵器禁止条約の採択により、NPT体制により深刻な分断が持ち込まれることになったとは言い難いだろう。

次にCTBTとの関係については、2017年4月に長崎で開催された「クリティカル・イシューズ・フォーラム」⁷の際に、CTBT準備委員会事務局長のラッシーナ・ゼルボ博士も、現実的な核軍縮の次のステップとして、国際社会はCTBTの早期発効に努力を注ぐべきであり、核兵器禁止条約交渉のような新しい試みを進めることで力を分散することは望ましくないとの見解を述べた。ゼルボ事務局長の懸念も理屈としてはわかるが、核兵器禁止条約の条文上はCTBTの重要性が確認されており、ゼルボ事務局長の懸念は当たらないのではないだろうか。また、逆に国際社会が核兵器禁止条約を棚上げしてCTBTの早期発効に努力したとして、その結果米国や北朝鮮がCTBTの早期批准に踏み切ることは考え難い。CTBTの発効の遅滞と核兵器禁止条約の推進とは、あまり関係がないと言ふべきであろう。

また、CTBTの発効が遅れていることにより、CTBTの検証制度の中核となっている国際モニタリングシステム(IMS)の更新、改良の問題がいずれ浮上する可能性もあるが⁸、将来的には、IMSがCTBTの検証制度だけでなく、実質的に核兵器禁止条約の検証制度の一環を担うことが確認できれば、CTBTが未発効の状態でも、IMSの更新、改良を核兵器禁止条約の信頼性の確保という観点から支持する国が広がることも期待できるであろう。極論すれば、CTBTが未発効のままに終わったとしても、IMSと技術事務局を核兵器禁止条約の検証機関としてそのまま活用することも理論的には想定できるだろう。⁹状況によっては、核兵器禁止条約が、未発効のままのCTBTの受け皿となる可能性があるとも言えるのである。

[ter-1.pdf](#)

⁷ <https://www.facebook.com/ngonagasaki/posts/804164273073204>

⁸ 拙稿 「包括的核実験禁止条約(CTBT)の意義と現状」 広島市立大学広島平和研究所監修 『なぜ核はなくなるのかII』 法律文化社 2016 p.76-p.77

⁹ ITO(ハバナ憲章)の未発効に際し、その一部をGATTとしてITO本体から切り離して存続させ、最終的にWTOに組み込むことに成功した例は参考になるものと思われる。広瀬 p.77

NPTとCTBT以外の分野における核軍縮に関連しては、国連を舞台とする核軍縮交渉においては、核兵器保有国およびその同盟国が、今後国連においてより慎重な対応をすることで、核軍縮をめぐる議論の進展があまり望めない可能性はあるかもしれない。しかし、今回の核兵器禁止条約交渉に至るまで、国連による具体的な核軍縮の成果には、ほとんどめぼしいものが無かったという状況を考えるならば、それが核軍縮の促進に与える実質的な影響はさほど大きくはないであろう。また、今回、ジュネーブ軍縮会議（CD）ではなく、国連総会が主導する形で具体的な条約交渉と起草作業を進め、そのまま採択に至ったことは、従来からのCDと国連総会の関係¹⁰に一石を投じるものであり、特にCTBT交渉以来、長期にわたり実質的に停滞しているCDの存在意義そのものに疑問を投げかける結果となったことは間違いない。いずれにしてもこのままではCDの存在はますますその意味を失うことになったであろうし、もしこれを契機としてCDのあり方を見直すことになれば、それは今後の国際社会における軍縮交渉の促進にとって意義のある問題提起となるだろう。

NPT や CTBT を基盤とする核軍縮において、核兵器禁止条約の成立は、従来からの核兵器保有国およびその同盟国と、核軍縮の早期実現を望む国々との間の意見の対立をより鮮明にし、その結果国際社会に核軍縮をめぐる「分断」をもたらしたという批判を呼ぶことになったと言うことはできる。しかし、「分断」そのものは長い間国際社会に存在していたのであり、核兵器禁止条約の採択により新たに発生したものではない。従って、そのような観点から核兵器禁止条約が核軍縮の推進にとってむしろマイナスであるという指摘は正しくないであろう。そして、実際の核軍縮の実現にとって、核兵器禁止条約は、既存の条約を補完するものとして、いずれ大きな役割を果たすことになるかもしれない。現時点ではまだ核兵器禁止条約が現実どこまでの影響を国際社会に及ぼすことになるか、予測することは難しいが、少なくとも一部から批判されるような、「実際には核軍縮にとってマイナスに働く」という可能性は極めて低いと言える。

4. おわりに

核兵器保有国やその同盟国が拒否していることを考えるならば、核兵器禁止条約がただちに世界に存在している核兵器の削減や廃止に結びつくことはありえないであろう。しかし、核兵器禁止条約が採択されたことは、これまで別個に存在していたいくつかの核軍縮に関連する条約をまとめ、最終的なゴールを示すことで、いくつも条約が核兵器廃絶に向かうプロセスの中で占めている位置を明確にするという効果をもたらした。その意味では核兵器禁止条約はまさしく核兵器廃絶の「枠組み」を提供するものであると言える。また、核兵器禁止条約に反対し、従来からの NPT 体制を基盤として段階的アプローチを主張する国々は、より強く具体的な「対案」を求められることになるであろう。そのように、核兵

¹⁰ 堀江 訓 「ジュネーブ軍縮会議（CD）と国連総会の関係に関する一考察 - CTBT 交渉の成立をケースとして -」 『北陸学院短期大学紀要第 31 号』 1999 年 p. 257-p. 262

器禁止条約が、NPT その他の場における核軍縮の進展を促す梃子としての役割を果たすことも十分に考えられる。核兵器禁止条約そのものが将来的に国際社会においてどのように扱われようとも、最終的に核兵器が削減され、廃止されれば、その目的は果たされたことになるのである。そのような観点も併せて考えるならば、核兵器禁止条約の成立が、核軍縮の将来に直接、間接に与える影響は、これに反対する国々にとっても意外に大きい可能性があると言わなければならない。

3. なぜ歴史的な条約は採択されたのか ～非核保有国における意識の変容から～

中村桂子

1. はじめに

7月7日、ニューヨーク国連本部にて、核兵器を全面的に違法化する史上初の国際条約が採択された。条約の最終案文が採決に付され、賛成122カ国、反対1カ国（オランダ）、棄権1カ国（シンガポール）の投票結果が前面の大スクリーンに映し出されると¹¹、後部の傍聴席まで人で埋め尽くされた会議場には、歓声と、割れんばかりの拍手が巻き起こった。

「これが核兵器の『終わりの始まり』になる」——投票後の長いスピーチリストの最後、カナダ在住の広島被爆者であるサーロー節子氏が、ゆっくりと、力強く、会議場に集う各国政府や市民社会の代表らに語り掛けた。「核兵器はこれまでも常に道徳に反するものだった。それが今やはっきり違法とされた。ともに世界を変えていこう。」

この条約の今後については、当然ながら厳しい見方もある。核保有国や「核の傘」依存国（オランダを除く）は、交渉会議そのものにも出席せず、後ろ向きの発言を繰り返している。7日の採択後、米国、英国、フランスは、禁止条約への署名、批准を拒否すると共同声明をいち早く発した。少なくとも当面の間、核保有国や「核の傘」依存国が条約に参加する見通しは低いというのが現実だ。しかし、核兵器使用がもたらす壊滅的な影響や使用のリスクに対する明確な認識に基づき、その保有、開発、実験、移譲、使用及び使用の威嚇を禁じた法的拘束力のある条約の採択は、核兵器に「悪の烙印」を押し、核抑止依存政策の正当性に疑義を呈することで、停滞する核軍縮を前進させる力となりうる。

採択された条文の内容的な分析は他の論文で詳述されているので、ここでは、条約を採択するに至ったこれまでの議論の経緯を辿ることを試みる。その中で、この歴史的局面をもたらした動きの背景にある、非核兵器国における「パラダイムシフト」（規範や考え方の転換）の存在を明らかにしていきたい。

2. 「人道アプローチ」の台頭

核兵器の禁止と廃絶を求める取り組みの歴史は、核兵器そのものの歴史と同じくらい長い。1946年の国連総会の第1号決議¹²が「核及びその他の大量破壊兵器の廃絶」を国際社

¹¹

https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/07/A_Conf_.229.2017.L.3.Rev_.1.pdf

¹² Resolution 1(1)

[http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?OpenAgent&DS=A/RES/1\(I\)&Lang=E&Area=RESOLUTION](http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?OpenAgent&DS=A/RES/1(I)&Lang=E&Area=RESOLUTION)

会の最優先目標に掲げて以来、さまざまな合意文書や決議を通じて、国際社会はこの目標を繰り返し確認してきた。一つの契機は、1996年に出された核兵器の使用または威嚇の合法性に関する国際司法裁判所（ICJ）の「勧告的意見」であった¹³。そこには「厳格かつ実効的な国際管理の下でのあらゆる面での核軍縮に導く交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する」という全会一致の見解が含まれた。これは、核不拡散条約（NPT）第6条のそれまでの解釈を超えて、核軍縮交渉を誠実に行うのみならず、それを完結させる義務がNPT締約国にあることを明確に認めたものであった。これを受け、核兵器禁止条約を国連の議論の遡上にのせるため、国際NGOのイニシアティブでモデル核兵器禁止条約（Nuclear Weapon Convention、NWC）¹⁴が作られ、マレーシア、コスタリカにより国連文書として各国に提示された。また、このモデルNWCに対する国際社会の支持を広げるため、マレーシアは1996年以降、毎年、国連総会に決議案を提出し、非同盟諸国（NAM）を中心に多数の支持を得て採択がなされてきた。

2008年には当時の潘基文（パン・ギムン）国連事務総長が支持を表明¹⁵するなど、核兵器の法的禁止を望む声は一定の広がりを見せた。しかし、核保有国と「核の傘」依存国は、「ステップ・バイ・ステップ」と呼ばれる漸進的、段階的な核軍縮アプローチが唯一可能な核兵器廃絶への道筋であるとの主張を崩さず、包括的な核兵器禁止に向けた議論は進展しなかった。非核保有国の間には、核軍縮の停滞に対するフラストレーションが溜まっていた。

こうした状況の打開に向け、新しい動きが2010年に始まった。国際赤十字委員会（ICRC）のケレンベルガー総裁（当時）が国際人道法の下に核兵器の法的禁止と廃絶を求める演説¹⁶を行ったことを端緒とし、2010年NPT再検討会議において、「核兵器の非人道性」を国際人道法との関係で明確に位置づけ、核兵器禁止条約のような法的枠組みが必要であるとした最終文書¹⁷が採択された。この動きを推進したオーストリア、メキシコ、アイルランド、南アフリカ、ニュージーランド、ノルウェー、スイスらは、その後、核兵器の非人道性に関する共同声明の発出や核兵器の人道上の影響に関する国際会議の開催、関連テーマでの国

¹³ Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, I. C. J. Reports, July 8, 1996, p. 226

¹⁴ A/C.1/52/7

http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A%2FC.1%2F52%2F7&Submit=Search&lang=E

¹⁵ The Secretary-General's five point proposal on nuclear disarmament, October 24, 2008,

<https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2008-10-24/secretary-generals-address-east-west-institute-entitled-united>

¹⁶ Jakob Kellenberger, "Bringing the era of nuclear weapons to an end," April 20, 2010,

<https://www.icrc.org/eng/resources/documents/statement/nuclear-weapons-statement-200410.htm>

¹⁷ NPT/CONF.2010/50 (Vol. I)

連総会決議の提出といったさまざまな「仕掛け」によって、「人道アプローチ」を核軍縮の国際議論の表舞台に登場させ、国際社会の広範な支持を獲得することに成功していった。

「人道アプローチ」は、単なる核軍備の量的削減の要求にとどまらず、核兵器に対する認識や価値観の変化を求めるものである。長きにわたって核兵器に付与されてきた肯定的な価値観を転換し、核兵器は危険で、不要で、忌むべきものであり、その全面禁止と廃絶は人類文明にとって当然の要件であるという規範意識の確立である。いわば、国家中心の安全保障論から、人間中心の安全保障論へと、核兵器の議論を根本から変える試みであった。これが核兵器禁止条約交渉に至る議論の土台形成に繋がっていった。

3. 非核保有国における意識の変化

人道アプローチの議論が進む中で、とりわけ偶発的使用を含む核使用の現実的な脅威に対する認識の高まりは、各国を足早に「次の行動」へと促していった。2015年の国連総会は、メキシコ、オーストリアなどの提案を受け、「核兵器のない世界の達成と維持のために締結が求められる具体的かつ効果的な法的措置、法的条項及び規範」に関する「実質的な協議」を行う公開作業部会（OEWG）の設置に合意した¹⁸。ここから、禁止条約の「中身」に踏み込んだ実質的な議論が開始されたと言える。核保有国不在の中、2016年8月、OEWGは計15日間の議論の成果として、核兵器禁止条約交渉会議の2017年開催を国連総会に勧告するとの内容を含んだ画期的な報告書を採択した¹⁹。

前述したモデルNWCの時代との比較で、この間の法的禁止の議論においては、いくつかの顕著な変化が指摘できる。まず、目指される条約案の形態である。検証制度をともなった廃棄を規定した化学兵器禁止条約を基礎としたモデルNWCは、効果的な国際管理の下での核兵器の開発、実験、生産、移譲、使用及び使用の威嚇の禁止とその廃棄、兵器用核分裂性物質の生産禁止、核兵器の運搬手段の破棄や非核目的への転用などを含み、完全廃棄までの段階的なロードマップを示した、包括的な条約草案であった。このような廃棄や検証問題を含む条約を交渉するためには、核兵器に関する技術的知見を持つ保有国の参加は必須となる。しかしこれは同時に核保有国が動かなければ何も進まない、といった長年の停滞を生む元凶ともなってきた。

こうした状況を乗り越えようと、「人道アプローチ」の台頭以降、禁止条約の在り方をめぐり議論においては、核兵器禁止の規範意識の確立を優先とし、廃棄や検証プロセスに関する詳細の規定についてはのちの議論に委ねる、というアプローチに多くの国の支持が集まった。このアプローチにおいては、たとえ交渉段階において核保有国の参加が得られな

¹⁸ A/RES/70/33

¹⁹

<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/OEWG/2016/Documents/OEWG-report-final.pdf>

くとも、まずは核兵器禁止条約の早期締結という一步を踏み出すことが可能となるからだ。

また、大半がいわゆる中小国を占める非核保有国の発言力が増したこと、また、そうした国家間の連携が強化されたことも重要な要素であったと考えられる。OEWGの議論においては、これまでのNPT会議や国連総会といった枠組みではあまり表に出てこなかった国々も積極的に議論に参加した。たとえば、核実験の爪痕が残る南太平洋の島嶼国が、提出した作業文書²⁰の中で、条約に含まれるべき要素として被害者支援や環境回復の重要性を強調したことなどが挙げられる。また、2017年の交渉開始という提案を進める上で、世界各地に広がる非核兵器地帯の構成国が連携したことも注目される。アフリカ、ラテンアメリカ、東南アジアなど地域国家からはグループ単位で2017年の交渉開始に向けた支持が表明され、欧州の一部の国々をあわせて、非同盟の枠を超えた広範な支持が確立された。メキシコの大使は、あるインタビューで、こうした状況を「核軍縮議論の民主化」と表現していた²¹。

4. 核保有国の反応

非核保有国におけるこのような変化は、これらの国々が核保有国を「排除」してきたことを意味するものではない。核兵器の人道上の影響に関する国際会議、OEWG、そして今回の禁止条約交渉会議と、非保有国は絶えず保有国の参加と協力を呼びかけてきた。また、「(禁止条約は)既存のNPT体制を損なわせ、国家間のさらなる分断を招く」といった保有国らの反論に対しても、非核保有国は、法的禁止はNPT第6条の核軍縮義務の履行を促すものであり、むしろNPT体制の強化につながると説得を試みてきた。

しかし実際には両者の溝は埋まるどころか深まっていった。当初は核保有国の中からも、核兵器の非人道性についての一定の理解を示す発言がしばしばみられ、2014年12月にウィーンで開催された3回目の核兵器の人道上の影響に関する国際会議には米英の政府代表が初参加するなどの動きもあった。しかし、禁止条約の議論が本格化し、交渉会議の開催が現実のものとなってくると、核保有国からの抵抗は激しさを増した。2016年秋の国連総会第一委員会(軍縮、安全保障)にメキシコやオーストリアらが2017年の禁止条約交渉開始を求める決議案²²を提出すると、核保有国はこぞって強い言葉で非難し、とりわけ米国は自国の決議不支持と交渉不参加の意向を述べるとどまらず、他の国連加盟国に対しても同様の行動を取るよう訴えた²³。しかし、圧力に屈したかは不明であるが、投票行動において姿勢が変わったと見られる国は数カ国にとどまった。その意味では、同決議が123カ国にもよる支持を得て第一委員会を通過したこと自体が、「成果」と言えるのではないだろう

²⁰ A/AC.286/WP.14

²¹ 「核兵器禁止条約議論主導『核軍縮の一里塚』」、毎日新聞、2016年8月17日。

²² A/RES/71/258

²³

http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/statements/14Oct_USA.pdf

か²⁵。

5. 禁止条約交渉会議

上述の国連総会決議に基づき、条約交渉会議が2017年3月27日～31日、6月15日～7月7日の2会期にわたりニューヨーク国連本部で開催された。正式には「核兵器の完全廃棄につながるような、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書の交渉を行う国連会議」である。コスタリカのエレイン・ホワイト大使が議長を務めた。会議にはおよそ130の非核保有国が参加し、国際機関、市民社会からも多くの参加があった。核保有国の姿はなく、オランダを除く「核の傘」依存国も欠席、日本のみが会議初日に軍縮大使が「(交渉会議に)建設的かつ誠実に参加することは困難」と不参加の意向を述べて退出するという異例の対応であった。

異例といえば、会議開始と時を同じくして、米国のニッキー・ヘイリー国連大使が禁止条約交渉に反対する声明を国連内の別の場で発表した。その場には同じく核保有国であるフランスと英国の国連大使とともに、「核の傘」依存国であるアルバニアや韓国などの政府関係者も同席したと伝えられる。会議不参加の国々が場外での「抗議行動」をしたということであり、これまで長年にわたって核兵器の多国間議論の主導権を握ってきた核保有国がその座を奪われるという、ある種の「逆転現象」が起きていることを象徴的に示すエピソードと言えるだろう。

交渉会議の経過を整理すると次のようになる。3月27日からの第一会期では、条約の大枠の骨子に沿っての論点出しが行われた。3つの主題（①原則と目標、前文の要素、②中核的禁止事項、③制度的取り決め）のそれぞれについて参加国が見解を述べる形である。そこでの議論や提出された作業文書を元に、5月22日、議長から各国に対し条約の第一次案が提示された。この第一次案をたたき台とし、6月15日からの第二会期において条約案文に関する本格的な交渉が開始された。前文から節や条項ごとに検討が行われ、その議論を踏まえて、議長からは6月27日に第二次案²⁶、その後4つの作業グループ（①第1条（議長：ホワイト大使）、②第2～5条（アイルランド）、③第6～8条（チリ）、④第9～21条（タイ））に分かれてさらなる議論の収斂がはかられた。各グループからの報告を踏まえて7月3日に第三次案²⁷、そして会期末前日の6日に最終案²⁸と、複数回にわたって大幅な改訂が

²⁵ 2016年12月23日、総会本会議において賛成113、反対35、棄権13で採択された。

²⁶ A/CONF.229/2017/CRP.1/Rev.1

<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/documents/CRP1-Rev1.pdf>

²⁷ A/CONF.229/2017/L.X

<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/documents/L-X.pdf>

²⁸ <http://www.undocs.org/en/a/conf.229/2017/L.3/Rev.1>

行われた。もちろん出来上がった条約は妥協の産物であり、また、時間的制約から議論が不十分であった点は否めないが、全体として条約は強化され、より強い核兵器禁止の規範を立てるものとなっていった。

6. さまざまな論点

前述したように、この会議には核保有国も、オランダを除く「核の傘」依存国も参加していない。つまり、出席している国々は、核兵器禁止条約を作ることに基本同意しているという点では一致しているものの（オランダについては「NATOの義務に抵触しない限り」との条件付きであるが）、各論となると、それぞれが描く「あるべき条約」の姿をめぐる、考え方の違いが浮き彫りとなった。中でも、「禁止事項の範囲をどこまで広げるか」「核保有国が条約に加入する道筋をどのように描くか（検証措置の在り方を含めて）」「核使用や核実験の被害者への支援や環境の回復に対する責任の所在」「条約からの脱退をどう規定するか」「既存の条約との関係をどのように位置づけるか」等の重要な論点において、各国の見解はしばしば真っ向から対立した。

条約の中核というべき禁止事項では、主に「使用の威嚇」や「実験」をめぐる各国の意見がわかれた。インドネシア、パレスチナ、アルゼンチン、ブラジル、ナイジェリア、タイ、キューバなど多くの国が使用とともに使用の威嚇も禁止すべきと訴えた。たとえば、チリは、「使用の威嚇」こそ核抑止概念の基盤にある問題であり、禁止の中心項目として含まれるべきであると強く主張した。これに対し、オーストリアは「(すべての加盟国に対し)武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と定めた国連憲章第2条4項をとりあげ、「使用の威嚇」を条約に盛り込むことはすでにより広い概念で禁止されている「規範」の正当性に対する疑義と捉えかねられない、と慎重な姿勢を示した。結果、5月22日の第一次案に含まれなかった「(核兵器の)使用の威嚇」は、6月27日の第二次案では国連憲章の文脈で前文において言及され、さらに、7月3日の第三次案以降は第1条の禁止項目に加えられた。

「実験」については、論点の一つが包括的核実験禁止条約（CTBT）との関係であった。CTBTに準拠し「核兵器爆発実験あるいは他の核爆発実験」を禁止するとした第一次案に対し、CTBTが禁止の対象に含まない未臨界核実験やコンピューター・シミュレーション等の禁止も含めるべきとの意見が相次ぐ一方、スウェーデンやメキシコなどいくつかの国はCTBTとの重複を理由として「実験」そのものを禁止項目に含めるべきでないとの見解を述べた。また、アイルランドなどは、「開発」の禁止の概念の中に、核兵器の設計、製造などとあわせて「実験」禁止も包含されるべきだとし、そこにはコンピューター・シミュレーションも含まれるとの理解を示した。結果、第三次案では「実験」という文言で他の禁止事項と並記される形となった。これについては、CTBTの枠を超えて非爆発実験も禁止対象

に含まれるとの解釈がなされている。

このほかにも、少なくない数の国から、融資や通過、または核兵器使用の軍事的準備の禁止を求める声が上がったが、実施や検証の困難さなどから異論が相次ぎ、盛り込まれることはなかった。

7. 違いを乗り越える努力

このように意見の相違は存在したものの、各国の議論に臨む姿勢は総じて協力的であったと言える。ホワイト議長は会期最終日までの合意達成を至上命題として掲げ、それは参加国においても同様であった。4週間という短い交渉期間の中で、各国の間には建設的な議論を重ね、共通理解を深めつつ、妥協点を探っていこうとする積極的な空気が間違いなく存在した。会期の終盤においては、多くの国が自国の意見や異なる解釈について会議の公式記録に含めることを求める発言を行ったが、NPTを含む他の多国間協議の場でしばしばみられるような自国の主張を通そうとする強硬姿勢は皆無であった。

合意のタイムリミットである5日になって議論が紛糾した「脱退」条項をめぐるやり取りは、そうした柔軟性や妥協を重視した各国の姿勢を如実に示すものであった。脱退については、第一次案から一貫して、「締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合は、国家主権の行使において条約から脱退する権利を有する」と書かれてきた。これはNPT第10条の脱退条項と同じ文言であるが、こうした内容が人道的観点から核兵器を全面的に禁止したこの条約の根幹を損なわせるものであるとして、南アフリカ、パレスチナなど相当数の国が削除することを要求した。しかし、脱退は国家主権であり残すべきと主張する国々からの反論が相次いだ。最終的には議長が削除を求める側に譲歩を求め、当該箇所は無修正のまま残されたが、それが合意を妨げるものとはならなかった。

8. おわりに

以上見てきたように、2017年3月からの条約交渉、そして採択という展開を生みだした背景には、非核保有国における核兵器に対する認識、そして自らの役割に対する認識の変化があった。その非人道性を根拠として核兵器禁止は地球規模での喫緊の課題であり、また、すべての国家に課された法的、道義的、倫理的な責務に他ならない。その実現には核保有国の政策転換を待つ必要はなく、非核保有国主導で進めることが可能だ、という明確な認識である。それは「人道アプローチ」を牽引してきた一部のリーダー国家を動かす力になってきただけでなく、多くの中小国から成る非核保有国全体の力を底上げし、これらの国々を舞台の主演へと引き上げ、核軍縮の国際議論における「民主化」とも呼べる現象を引き起こしてきた。

禁止条約を進めてきた国々は、しばしば自分たちが「歴史の正しい側」に立っている、という。そこには、核保有国の圧力を受けつつも、核兵器という地球規模の課題に向き合い、状況を打破するための歴史的局面を切り拓いた非核保有国の自負がある。ここで培われた機運を失うことなく、条約に背を向け続けている核保有国や「核の傘」依存国への具体的な働きかけを強めていかなければならない。市民社会や国際機関とのさらなる連携の下、この条約がめざす廃絶を現実のものにするために、ますますの工夫と努力が非核保有国にも求められている。



核兵器禁条約交渉会場の風景 (ニューヨーク国連本部ビル 撮影 RECNA)

4. 核兵器国から見た核兵器禁止条約

吉田文彦

1. はじめに

核兵器で武装し、核抑止を信奉し続ける国が世界に今、9 か国存在する。米国、ロシア、中国、英国、フランス、インド、パキスタン、北朝鮮。それに、公式に核武装宣言していないが、それが公然の秘密となっているイスラエルだ。9 か国のいずれもが、それぞれの目途に即した形で核抑止を活用し、核抑止に頼らなければ自らの国家安全保障や地球規模の、あるいは地域的な外交戦略の展開が困難になるとの考えに固執している。いわば、核抑止依存症を抱えているのがこの9 か国であり、米国の「核の傘」のもとにある同盟諸国も同様に、核抑止依存国の範疇に入る。

今年7月7日に採択された核兵器禁止条約は9 か国にとって、そして核の傘国にとって、安全保障や外交戦略を支える核抑止力を根こそぎ奪われ、それぞれの安全を脅かしかねない存在に映っていることだろう。核抑止依存国がすぐさま核兵器禁止条約に加わることはまずないが、それでも、核抑止依存に真っ向から異議を唱え、核抑止を半永久資産のように考えている諸国の安全保障観に巨大な一石を投じた。そのこと自体ですでに、核兵器禁止条約が存在意義を発揮している。

さて、ひと口に核抑止依存国と言っても実は、(1) 核不拡散条約 (NPT) 支持派の5 核保有国 (NPT が核保有国として認定している米国、ロシア、中国、英国、フランス) と米国の同盟国、(2) NPT 無視派の核武装国 (インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエル) に大別できる。ここでは(1) (2)の双方について、核兵器禁止条約が与えるインパクトを考えてみることにしたい。

2. NPT 認定核抑止依存国の不都合

まず(1)についてだが、ここに属する諸国にはひとつの共通点がある。NPT で少なくとも当面は許容されている5 核保有国の特権を、リアルポリティクスの視点から重視していることだ。

NPT が合意された1968年の時点ですでに核保有していた5 か国は保有の継続を認められ、その他の締約国による核保有は違法化された。そのかわりにこの5 か国はNPT 第6条に基づいて、誠実に核軍縮交渉に取り組むという法的義務が交換条件だった。「グランドバーゲン」とも称されるこの交換条件を多くの非核国は受け入れ、現在の締約国は約190 か国にも達している。一見してわかるように、5 核保有国の核武装特権を追認する、5 核保有国にとって極めて有利な不平等条約である。それでも180 か国以上の非核国がNPT の締約国になっているのは、核拡散は非核国の国益にもマイナスである点に加えて、5 核保有国が核軍縮を進め、やがては核廃絶に近づけるとの期待も込めてのことだった。

1996 年に出された国際司法裁判所 (ICJ) の「核兵器の使用・威嚇の違法性 (合法性)」に関する勧告的意見は、NPT 第 6 条による核軍縮交渉の義務は、核廃絶という結果をもたらさなければならないとの見解を示した²⁹。非核世界を標榜する多くの国にとっては強く背中を押してくれる見解となったが、あくまで勧告的意見であり、しかも交渉妥結の期限が示されたわけではなかった。結局、5 核保有国はこの勧告的意見をほぼ無視する形で、少なくとも軽視する格好で核抑止依存を継続させてきた。

5 核保有国の既得権が優先される基本構図を修正する機会が、非核国にはあった。1995 年に NPT を無期限に延長するかどうかを決める際に、核軍縮についてどこまで 5 核保有国から譲歩を引き出すかが大きな焦点となった。結局、既得権を認める条約本体は一字たりとも修正されなかった。そのかわりに、5 年に一度の NPT 再検討会議とそこへの準備会合などを含めたプロセスを確立し、核軍縮を促していくことが約束された³⁰。唯一、期限付きの実行が盛り込まれたのは包括的核実験禁止条約 (CTBT) の制定で、1996 年のうちに定められた。CTBT については何とか約束が履行されたが、発効にはいたっておらず、多くの非核国には不本意な結果にとどまっている。

核兵器の総数は冷戦期に比べると大幅に縮小したものの、今年 6 月段階で世界には約 1 万 4900 発の核兵器が存在している。そのうち 93% は米ロが保有している。核軍縮の動きが期待値ほどに進んでいないことから、1995 年の NPT 再検討・延長会議の議長をつとめたジャヤンタ・ダナパラ氏 (現在、パグウフォッシュ会議会長) は、「(核兵器国に) だまされた」と述懐している。要は、核廃絶を願う非核国は 5 核保有国の誠実な交渉に期待を寄せすぎ、結果的には、「既得権を温存するインフラ」としての NPT という性格が色濃く残る形になった。

こうした形での NPT の無期限存続は、核抑止依存の継続を企図してきた 5 核保有国にとっては好都合だった。しかしながら、1 万発を超える核兵器は明らかに過剰殺戮 (オーバーキル) 状態であり、使用された場所での非人道的な被害にとどまらず、地球環境への悪影響も懸念される。核を持つ国とその同盟国の安全保障のために核が使用され、放射能汚染や気候変動、食糧不足などで世界全体が危機に追い込まれるのでは、「コラテラルダメージ」(巻き添え被害) があまりにも大きすぎるとの危機意識も非核国で強まった。こうしたことが誘因となって、「既得権を温存するインフラ」としての NPT への対抗概念として、核兵器禁止条約制定への動きが強まったと考えられる。NPT に基づく核軍縮・不拡散体制に内在する限界や矛盾が、NPT とは別建ての多国間条約で核のない世界をめざす道、すなわち、核兵器禁止条約による核ゼロをめざす道へと向かうグローバルな潮流を生み出したのである。

とはいえ核兵器禁止条約は、「核軍縮・不拡散体制の要石である核不拡散条約の十分で効

²⁹ ICJ の勧告的意見の全文は以下に掲載 <http://www.un.org/law/icjsum/9623.htm>

³⁰ NPT 全文と過去の再検討会議とその関連文書・資料は以下に掲載。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/>

果的な履行は、国際的平和と安全保障の促進に死活的な役割を果たす」との文言を盛り込んでおり、NPT を否定するものではない。むしろ、無期限延長した 1995 年の約束、さらにはその後の再検討会議での約束を着実に実行するよう求める条約とも言えるだろう。だが、「既得権を温存するインフラ」として NPT を活用してきた 5 核保有国は、そうしたインフラをつぶす副作用があると強く警戒していることだろう。

5 つの核保有国はいずれも条約交渉会議をボイコットしたが、このうち米英仏は条約が採択された直後に共同声明を発表した。その内容は、「安全保障環境の現実を明らかに無視している」「条約は 70 年以上にわたって欧州とアジアの 平和維持の要となってきた核抑止政策と相いれない」といったもので、「(核兵器禁止条約に) 署名も批准もするつもりはない」とまで言い切った。5 核保有国の最大の懸念は NPT による核軍縮・不拡散体制の弱体化である。NPT の求心力が維持され、核抑止による安全保障が機能するとの想定が力を持ち続け、同時に核拡散を防げれば、それこそが彼らの国益にかなうと考えている。5 核保有国や米国の同盟国がこぞって核兵器禁止条約への不参加を表明しているのは、インフラつぶしに対抗していく方針であることの証左と言えるだろう。

3. 核抑止の正当化＝近代化？

核兵器禁止条約への頑ななまでの反発は、言い換えれば核抑止依存宣言でもある。核兵器禁止条約が厳格な核廃絶路線を選択したことで、核抑止依存国はこれまでも増して核抑止論の必要性を強調する戦略に出ることも考えられる。そのための有効な手段のひとつが、以前から進めている核兵器システムを更新して性能を高める「近代化」計画を推進し、さらには加速することである。

米国とロシアの核兵器システムや関連施設は、大半が冷戦時代に設計・製造・建設されたものであり、老朽化が進んでいる。核抑止を維持するためにはシステムの更新時期に入っているのが実情で、核兵器禁止条約の交渉が始まる以前から、近代化計画が始まっている。核兵器禁止条約の採択によって米ロがすぐさまとれる対抗手段は、世界の平和と安全は引き続き核抑止に頼るところが大きいという概念を国際社会に拡大・深化させることであり、それを裏打ちするために近代化計画に拍車をかける可能性が懸念される。「最小限抑止」政策をとってきた中国は米ロとの核軍拡競争に加わる戦略をとってこなかったが、近年では、米国のミサイル防衛に対抗する目的などのため、性能強化に動いている³¹。

核兵器禁止条約の前文は、核軍縮の停滞、核兵器への継続的な依存に加えて、「核兵器の生産、維持、近代化のための計画への経済的・人的資源の浪費」への懸念を表明している。しかしながら、この条約を毛嫌いする 5 核保有国は、核抑止依存国としてのレゾンデートル（存在意義）をかけて核兵器近代化計画の正当化に傾斜していく事態も考えられる。

³¹ 核兵器を所有する諸国の近代化計画については、SIPRI Yearbook 2016 が詳述している。
<http://www.sipriyearbook.org/>

しかしながら、核兵器禁止条約に対するマイナスの反作用は、NPT への不信感を一段と高める結果になりかねない。非核国としても核兵器禁止条約が核軍拡の口実に使われるとしたら、それは不本意極まりないことだ。5 核保有国に核軍縮の交渉義務を法的に負わせているのも、目下では NPT だけであり、NPT の存在意義はやはり大きい。その点を踏まえたうえで、核兵器禁止条約の存在を「圧力」にししながら、5 核保有国の核抑止依存体質をどのように変更していけるかが、核廃絶への接近速度を大きく左右すると考えられる。

4. NPT 無視派の論理

次に、NPT 無視派の核武装国について記しておきたい。インド、パキスタンは NPT に背を向けたまま核実験し、核武装を強化してきた。やはり NPT を無視続けているイスラエルは公式に宣言していないが、事実上の核武装国とみなされている。北朝鮮は一時期、NPT に加わったが、核開発疑惑が高まるにつれて NPT が邪魔になり、離脱宣言をした。その後は核実験やミサイル実験を繰り返してきた。この 4 か国は核兵器禁止条約採択後も目立った反応、動きは見せていない。もともと、NPT を無視した単独行動主義（ユニラテラリズム）に基づいて核武装したわけで、NPT にせよ、核兵器禁止条約にせよ、彼らの核武装を束縛するような国際条約には関心を示していない。

核兵器禁止条約は、意図に基づく核兵器の爆発に限らず、偶発や誤算に基づく核爆発も含めて「核兵器が存在し続けることで生じる危険性」に留意し、これらの危険性が「全人類の安全保障に関わり、すべての国が核兵器の使用防止に向けた責任を共有している」との認識を示している。加えて、「核軍縮ならびに核兵器なき世界の実現および維持の緊急性に対する倫理的責務」であるとの見地から、核兵器をなくしていくことは「国家および集団的な安全保障の利益にかなう最高次元での地球規模の公共の利益である」との見方を示している。だが、4 つの核武装国はこうした視点で核兵器をみとらず、NPT を基軸にした核軍縮・不拡散に関する「法の支配」を尊重する意識が強いとも考えにくい³²。

これら 4 か国は、5 核保有国の核抑止論をコピーするような形で核武装し、地域対立などでの自国の優位性を確保する選択をしたのである。冷戦後は、5 核保有国よりはむしろ、地域対立を抱えるこれらの核武装 4 か国で核戦争が勃発する危険が高まっており、地域核戦争が引き金になって世界規模の核戦争が誘発されるシナリオも危惧されている。

北朝鮮の動向も大きな懸念材料ではあるが、世界で最も核戦争勃発の可能性が高いと心配されているのが、インドとパキスタンである。カシミール帰属問題などで衝突・摩擦を繰り返してきた両国の間で 2002 年に緊張が高まった。それぞれが核実験してから 4 年後の

³² インドは、パキスタン、北朝鮮に比べて、「法の支配」を尊重する意識が高いと考えられる。だが、NPT に加わらずに最初に核実験、核武装を宣言した国であり、NPT を尊重する姿勢は一貫して見せていない。イスラエルは、核武装を明言しない「あいまい戦略」を継続しており、やはり NPT を尊重する態度は示していない。

ことだった。悪くすると核使用の可能性さえあるのではないかと真剣に懸念される事態となった。そこで、当時のコリン・パウエル米国国務長官が仲裁に入った。まずはパキスタン首脳に電話して、「あなたも私も核など使えないことはわかっているはずだ」と自重を促した。さらに、「1945年8月の後、初めてこんな兵器を使う国になるつもりなのか。もう一度、広島、長崎の写真を見てはどうか。こんなことをするのか、しようと思っているのか」と迫った。パキスタン側は明確に「ノー」と答えた。パウエル長官はインド側にも働きかけたところ、やはり同様な反応で、事態が収拾に動いてくきかけとなった³³。

だが、常にこうした自己抑制が作用する保証はどこにもない。気候学の世界的権威である米ラトガース大学のアラン・ロボック教授によると、①インド、パキスタンが広島原爆相当の核兵器50発を使用したと仮定する、②爆発により巻き上がった粉塵などで太陽光線が遮蔽され、約10年にわたって気温低下などの気候変動がもたらされる、③その結果、食糧生産が壊滅的な打撃を受け、10億人が餓死する地球規模の「核の飢餓」が起こりうる一と推定されている³⁴。ユニラテラリズムで核武装した両国、とくに通常戦力で劣勢にあるパキスタンが、核兵器使用についても国際人道法やその他の国際規約を無視して、ユニラテラリズムで決断する事態が強く懸念される。この状態は、核兵器禁止条約が発効した後も、すぐに大きく変わる見通しはないと思慮される。

5. 巨大過ぎるコラテラルダメージ

以上、核兵器禁止条約が与える影響について、NPTに入っている5核保有国と核の傘国、NPTに背を向けている4核武装国に分けて検討してきた。核兵器禁止条約に対する両者の受け止め方には大きな差異があることがわかるが、その違いは突き詰めるとNPTを重宝な存在と考えるかどうか起因している。核兵器禁止条約は、5核保有国と核の傘国にとって都合がいい形のNPT重視路線にも、4核武装国のユニラテラリズムに基づくNPT無視路線にも疑問を投げ、核廃絶を「最高次元での地球規模の公共の利益」と位置づける条約である。その理想がリアルポリティクスの現場でただちに力を発揮すると考えるのは楽観的過ぎるだろうが、グローバルな核軍縮・不拡散体制に構造改革をもたらそうとしていることは確かだ。

来年でNPT制定から50年の節目となるが、半世紀を経たのちの「成果」が世界で約1万5000発の核兵器、9つの核保有・武装国というのでは、多くの非核国は納得がいかない。そうした不満、そして核時代へのリアルな危惧が、このたびの核兵器禁止条約採択の原動力となった。5核保有国、核の傘国か、4核武装国かを問わず、核抑止に依存する諸国は今

³³ 吉田文彦、山脇岳志「核、軍事的には無用 パウエル元米国務長官インタビュー」(2013年7月10日 朝日新聞朝刊)から引用。

<http://www.asahi.com/hibakusha/shimen/2013natsu/2013natsu-08.html>

³⁴ 核兵器廃絶長崎連絡協議会(PCU-NC)主催の公開セミナーにおけるロボック教授の発言を参照。<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/date/2013/07?cat=-33,-34,-48,-49>

後、核抑止に内在するグローバルなリスクについて、ことあるごとに、核兵器禁止条約の締約国から問われることになりそうだ。コラテラルダメージが巨大過ぎる非人道的な核兵器を、国家安全保障の名の下にいつまで、どのように正当化できるのか。文字通り、地球大の疑問符が核抑止依存に突きつけられる時代になった。

5. 内包された「対抗的命題」—日米核同盟と核兵器禁止条約⁴¹

太田昌克

1. 核心衝く禁止行為

7月7日に採択された核兵器禁止条約は、核兵器の開発や実験、製造、生産、取得、保有、貯蔵、移譲や移譲受け入れ、そして使用を包括的に禁じている。また最後まで議論のあった「使用の威嚇」も最終的に、禁止行為を定めた第一条に盛り込まれた。

この「使用の威嚇」こそが、原爆投下から72年になる現代にまで続く、米国を中心とした核保有国の核戦略体系のまさに核心を衝く重大要素と言っていい。そのことは、国家安全保障上の政策的側面のみならず、人類全体が共有すべき倫理的視座から観ても、深遠かつ普遍的な含意を帯びている。

日米同盟やNATO同盟、米韓同盟といった米国を「盟主」に頂く軍事同盟の防衛政策はいずれも、1950年代前半の冷戦初期の段階から、「使用の威嚇」を前提とした核抑止論に立脚してきた。実際、東西間で軍事的緊張が高まった際は、米国は「デフコン（防衛準備態勢）」を上げるなどして威嚇のメッセージを送り、モスクワを牽制する具体的措置を取ってきた⁴²。そんな米国の同盟国は、独自核武装の選択肢を歩んだ英国、フランスを除いて自らは核兵器を保有せず、米軍の強大な核戦力という実存的能力と、いざ有事となればこれを実際に使う米大統領の政治的意思に裏打ちされた拡大核抑止（「核の傘」）に依存してきた⁴³。

核兵器禁止条約が今回、「使用の威嚇」を明示的に禁じたことは、こうした「核の傘」に依拠しながら半世紀以上続いてきた米国の同盟政策、ひいてはその世界戦略に真正面から

⁴¹本稿の内容は2017年8月刊行の雑誌『世界』9月号（岩波書店）への拙稿「核兵器禁止条約と日米核同盟」と内容が重なる部分が多い。より詳しくは同稿を参照賜りたい。

⁴²1973年10月の第4次中東戦争の際、ソ連がエジプト側に加勢する展開を恐れた米国がデフコンを「4」から「3」に引き上げた具体例が代表的だ。太田昌克「新冷戦で核リスク増大」共同通信配信記事「核70年の黙示録（6）」、2015年6月27日。

⁴³「抑止」とは軍事力の間接的使用を通じた「強制」によって対象国が好ましくない行動をとらないようにすること、「核抑止」とは特に核戦力を手段として抑止の効果を創出することと定義付けられる。言い換えるなら、敵が先に軍事行動を取った場合、こちらの報復措置により「耐え難いコスト」を被る事態を想起させることによって、敵に軍事行動や挑発行為を思いとどまらせることが「抑止」である。その抑止効果を「核の脅し」、つまり核兵器禁止条約で禁じられている「使用の威嚇」によって獲得することが「核抑止」である。「抑止」の定義は、Glenn H. Snyder, *Deterrence and Defense: Toward A Theory of National Security* (Princeton: Princeton University Press, 1961), p. 3; 道下徳成「戦略論の将来」道下、石津朋之、長尾雄一郎、加藤朗『現代戦略論—戦争は政治の手段か』（勁草書房、2000年）153頁を参照。

倫理上の戦いを挑み、その正統性と正当性を根源から鋭く問い直す行為と断じていい。そのことは同時に、広島、長崎、ビキニ、さらに福島で被ばくを経験してきた被爆国日本の国策の根幹にも、長期的に見て小さからぬ動揺を与えざるを得ないだろう。

なぜなら、歴代の日本政府は米国の差し掛ける「核の傘」にどっぷりとその身を委ね、現在の安倍晋三政権も北朝鮮の核・ミサイル問題を背景にこれを積極的に「是」とする政策路線を以前より強めているからだ。そして敷衍するなら、こうした現行の国家安全保障政策と、そのあまりに非人道的な破壊力と放射能被害から核兵器を元来「悪」とみなす被爆国特有の国内世論が相克する中、禁止条約成立が後者により強靱な倫理的正当性と人道的正当性を付与する可能性が高いからだ。

また「使用の威嚇」、さらに同様に禁止対象となった「禁止行動の援助、奨励、勧誘」は、軍民双方の「核」で結節されてきた日米の核同盟関係の実相を鋭くえぐる要因でもある。日本を覆う「核の傘」の信頼性と有効性は、核を持つ米国の政治的意思に掛かっている。そこには「使用の威嚇」という概念的要素が介在し、核を後ろ盾とした「印象操作」を抑止対象者に施して初めて抑止効果が期待できる。

バラク・オバマ政権下で始まった核抑止をめぐる日米協議は「核の傘」の信頼性向上を目的とした枠組みだが、これも「禁止行動の奨励、勧誘」に該当し、禁止行為を定めた第一条に抵触する。このように核兵器禁止条約は、核抑止論を土台とする「日米核同盟」への「アンチテーゼ（対抗的命題）」を内包しているのが大きな特徴と言える。

2. 不参加決定の舞台裏

次に「核の傘」に裏打ちされた日米の同盟関係が、今回の条約交渉に不参加を決めた日本政府の対応にいかなる影響を与えたか、筆者が10人前後の政府当局者から取材した一次情報も交えながら、考察していきたい。

核兵器禁止条約交渉は今年3月27日、ニューヨークの国連本部でスタートした。集まった国は100を超え、オーストリアやメキシコなど推進派の各国代表は開幕直後の演説で交渉開始の歴史的意義を何度も強調した。これとほぼ同じ頃、国連本部の一角では条約反対を叫ぶ米国、英国、フランスなどが記者会見を開き「議場にいる人々は、我々が直面する脅威を理解しているのか。現実的になるべきだ」（ニッキー・ヘイリー米国連大使）と主張した。

核軍縮の停滞状況に大いなる不満を募らせ、禁止条約の早期成立を狙う非同盟諸国を中心とした非核保有国。これに対し、北朝鮮の核・ミサイル問題など安全保障上の脅威を念頭に核抑止力の重要性を唱え、核兵器の法的禁止措置にあからさまな拒絶反応を示す核保有国とその同盟国。両者の根深い分断が、交渉が始まった「歴史的な日」に露呈した。こうした分断状況の中で、日本は独自の道を選んだ。交渉会議の開幕セッションで高見沢将林・軍縮大使を壇上に送り、次のような主張を展開したからだ。

「現時点において、この条約構想について核保有国の理解や関与が得られないことは明らかだ。また核兵器国の協力を通じ、核兵器の廃絶に結びつく措置を追求するという交渉のあり方が担保されていない。残念ながら、我が国として本件交渉会議に建設的かつ現実的に参加することは困難と言わざるを得ない」

日本は開幕式典に出席しながら、交渉開始直前の土壇場で「不参加」を表明する奇策に出たのであった。後日、外務省高官はこの政策決定の背景を巡り、以下三つのポイントを、私を含めた記者団に列挙してみせた。①核廃絶実現には核保有国の協力が不可欠である②核軍縮は各国の安全保障と密接に関係する③核保有国と非核保有国の信頼醸成が重要であり、法的禁止を現時点で論じても核廃絶への近道にはならない――。

条約推進派の非核保有国は「核兵器の非人道性」に焦点を当て、核廃絶こそが核使用や、判断ミスが招く核の誤発射、さらに核兵器の拡散や核テロといった「現代の核リスク」をゼロにできると終始力説してきた。これに対し、日本政府は「ステップ・バイ・ステップ」と形容される段階的な核軍縮を志向してきた経緯がある。さらに安倍政権は、北朝鮮の核問題や中国の軍事的動向など安全保障環境の変化に鑑みて、米国の「核の傘」を一層重視するスタンスを打ち出している。そのため、一足飛びに核兵器を禁止する法的措置には反対で、その基本的な外交姿勢が高見沢大使の演説にも色濃く投影された。

さらに日本政府の「交渉不参加決定」には、「核の傘」に通底する、ある重大なファクターが作用していた。それは、核超大国として核戦力の刷新・増強をかねて正当化してきたドナルド・トランプ米大統領の存在だ。今年2月10日、安倍氏はトランプ氏とワシントンで初の首脳会談を行ったが、その際に発表した日米共同声明にはこう明記されている。

「核および通常戦力の双方による、あらゆる種類の米国の軍事力を使った日本の防衛に対する米国のコミットメントは揺るぎない⁴⁴」

日本政府高官によると、この一節は、北朝鮮や中国の軍事的動きを踏まえ、日本側が主導する形で盛り込まれた。そしてトランプ氏がこうした日本の意向を尊重し、「米国は必要なら、核戦力を使ってでも日本を守る」と約束したわけだ。

なお日米首脳間の公式文書で、米国の核戦力の重要性が明瞭に確認されたのは、三木武夫首相とジェラルド・フォード大統領が1975年に「日米共同新聞発表」を公表した時以来だ。この中で三木、フォード両氏は「米国の核抑止力は、日本の安全に対し重要な寄与を行うものであることを認識した」と表明した。さらにこれに関連し、フォード氏は三木氏に「核兵力であれ通常兵力であれ、日本への武力攻撃があった場合、米国は日本を防衛す

⁴⁴「日米共同声明」（2017年2月10日）外務省ホームページより。

るといふ相互協力及び安全保障条約に基づく誓約を引き続き守る」と確言している⁴⁵。

トランプ政権は核兵器禁止条約には断固反対の立場だ。それはオバマ政権時代から継承された路線だが、高位の外交筋によると、トランプ政権の発足間もない今年 2 月、ある米政府高官は外交ルートを通じ、日本の交渉参加について“*I hate it* (そんなことは大嫌いだ)”との表現で、露骨な嫌悪感を伝えてきたという。

トランプ大統領に共同声明で「核の傘」を確約してもらったのに、日本が核兵器禁止条約交渉に参加したら、後で米側から「だまされた」と非難されかねない——。日本政府内の議論では、こんな意見も出されたという。日本の交渉不参加決定には、岸田文雄外相はもちろん、安倍首相の最終判断があった。その過程で「トランプカード」が相当程度、効いていたことは間違いないだろう。

3. 人間倫理の回復へ

日本の核兵器禁止条約交渉への対応を巡るここまでの記述から、核抑止力を強く信奉し、これを半ば絶対視する「日米核同盟」の内実が浮かび上がった。本稿の最後に核兵器を初めて非合法化するこの条約の意義を筆者なりに考察してみたい。

1945 年 6 月 27 日、原爆投下の政策決定に深く関与した米海軍次官のラルフ・バードはこんな懊悩の言葉をメモに残している。

「この計画に関与してからというもの、私は原爆が実際に投下される前、二、三日程度の事前警告を日本に与えるべきだと考えてきた。人道主義国である米国の地位と国民のフェアプレー精神が、私にそう思わせるのだ⁴⁶」

人道主義国米国と米合衆国市民に着せられる「汚名」——。広島、長崎への原爆投下以前から、これを使う者たちはその残虐行為に対する倫理的な糾弾をひどく恐れていた。生身の人間を黒焦げに焼き尽くし、命の営みを瞬時に破壊し、長期間にわたって放射能被害が人びとを苦しめる核兵器の非人道性を認識していたからだろう。

被爆から 70 年余の歳月を経て採択された核兵器禁止条約は、バードが恐れた「汚名」を核兵器に着せることを狙った国際法である。その条文には「ヒバクシャ」の文字が刻まれ、「事故や誤算による核兵器の爆発」という現存する核リスクに警鐘を鳴らしながら、核軍

⁴⁵ 「日米共同新聞発表」(1975 年 8 月 6 日) データベース「世界と日本」(代表: 田中明彦) 政策研究大学院大学ホームページ。

⁴⁶ Memorandum from George L. Harrison to Secretary of War, June 28, 1945, Top Secret, enclosing Ralph Bard's "Memorandum on the Use of S-1 Bomb," June 27, 1945, obtained by National Security Archives.

縮を前進させることは「倫理的責務」だと宣言した。

一方、条約交渉に背を向けた日本や米英などは「核保有国が参加しておらず実効性がない」と突き放し、一部の国は敵意すらのぞかせる。確かに個々の条文を吟味すると、核廃棄の検証過程に技術的な不備があり、核軍縮を優先するあまり核不拡散の規範が後退したと読める部分もある⁴⁷。条約発効に必要な国も少ないし、核保有国が加盟しない以上、即座に核削減が望めるわけでもない。

しかしそれでも、原爆投下で本格的な幕が開けた核時代に与える影響と人類史に持つ意味を考究すると、核兵器禁止条約には大きな潜在力がある。なぜなら、バードが72年前に想起した人間倫理への回帰を根源的に呼び掛ける国際法であり、その道徳的規範性は人間の意識構造への浸透性を包含しているからだ。

無差別の破壊力とあまりに非人道的な苦痛、時空を超える放射能被害を考えると、核兵器は極悪兵器であり「絶対悪」と呼ぶしかない。だが、その安全保障上の効用に着目した米国の後をソ連や中国が追い、いつしか核抑止論の名の下、その存在自体が正当化されてしまった。そして気付けば、核抑止の効用を信じ込む伝染性は北朝鮮にまで及んだ。

冷戦終結から四半世紀が経過したが、核リスクは確実に高まっている。その半面、疑心暗鬼に陥る米ロなど核保有国は核戦力の「近代化計画」にまい進し、オバマ氏が2009年にプラハで唱えた「核なき世界」は今や死語と化しつつある。そんな逆風の下、核兵器に「絶対悪」の烙印を押す条約が誕生した。条約締約国の市民はもちろん、そうでない国の市民にとっても「汚名」を着せられた兵器に対する認識は今後、確実に変容せざるを得ないのではないか。それは決して短期的な変化ではなく、かなりの時間がかかるだろう。

そうであっても、締約国が増え続けるうちに、核同盟関係を結ぶ日米はじめ核保有国とその同盟国は次第に少数派となり、核兵器禁止条約の規範性はより堅固かつ強靱なものとなり、その普遍性の高まりとともに、「核兵器＝絶対悪」の世界市民的相場観が定着していくのではないか。「人倫の退廃」と断罪していい広島、長崎への原爆投下から七二年になる今夏、新しい魂を宿したこの条約に人間倫理の回復を期待したい。

⁴⁷核兵器禁止条約は国際原子力機関(IAEA)との「追加議定書」締結を条約締約国に義務づけていない。また核保有国が核廃棄の意思を示して禁止条約を締約した後、廃棄プロセスを主体的に検証する組織について具体性を欠く内容となっている。

6. 条約の加盟促進 (= 普遍化) について

梅林宏道

1. まえがき

「核兵器禁止条約」の成立は、「核兵器のない世界」の達成と維持という人類の大テーマに関する画期的な成果である。とりわけ、広島、長崎の惨事とビキニ核実験に端を発して形成されてきた世界的な市民運動の広がりとうねりという文脈においては、一つの画期となる達成であることに間違いない。

一方で第二次世界大戦後の国際政治の文脈における評価はどうであろうか。この点に関しては、さまざまな見解がありうる。NPT の締結に匹敵する、あるいは NPT や CTBT の成立に匹敵すると高く評価する評者がいる。他方で否定的な見解もある。NPT は IAEA による包括的保障措置を義務付けることによって少なくとも不拡散について有効なグローバル・システムを生み出した。CTBT は未発効であっても長年の技術的蓄積の上に国際監視システム (IMS) によって実効あるグローバル検証制度を生み出した。その意味では、核兵器禁止条約が国際政治に効果的な何を生み出してゆくかは、未知数だと言える。

核兵器禁止条約の将来の展開を考察する鍵となるのは、条約の普遍化の問題である。とりわけ、核兵器保有国や核の傘依存国がこの条約に参加することについて、禁止条約がどのようなビジョンを掲げているか、あるいは掲げないまでも暗示しているか、に関心がもたれる。このエッセイでは、そのような観点から加盟促進=普遍化の問題について第一段階の整理を試みたい。

2. 条約における普遍化の枠組み

条約の交渉は、オランダの例外を除いて、核兵器を保有するか、あるいは保有しないまでも他国の核抑止力に依存している国々が参加しない中で行われた。とはいえ、条約は、もちろん、やがて核保有国、依存国を含むすべての国が参加する普遍的な条約になることを目指している。むしろ順序は逆であって、国連総会は「核兵器の全面廃棄に至るような禁止条約」の交渉を交渉会議に命じたのである。核保有国、依存国の加盟なしには条約の規定が「全面廃棄に至る」ことはあり得ない。

したがって、条約第 12 条は「普遍性」を規定し、「加盟国はすべての国の条約への参加を目標として、条約への署名、批准、受容、承認、加入を未加盟国に奨励しなければならない」と普遍化への努力を義務付けている。

また、条約の前文は、「核兵器の不可逆的で透明性のある廃棄を含む、核兵器のない世界の達成と維持」という「目的に向かって行動することを決意し」(前文第 15 節) と加盟国の決意を述べるとともに、NPT 第 6 条と 1996 年 ICJ 勧告的意見で用いられた文言を用いて

「厳重かつ効果的国際管理のもとにおける核軍縮」の「交渉を誠実にやり締結することを目指す義務が存在している」ことを再確認している（前文第17節）。

条約は50番目の国が批准書を国連事務総長に届けてから90日後に発効するが、それ以後の普遍化の努力は、2年ごとの加盟国会合や6年ごとの再検討会議において点検され、討議されることになる。

この禁止条約への加盟という観点から分類するとき、国家は次のような5種類に分類することができるであろう。

① NPT上の非核兵器国で核兵器保有国との間に軍事同盟の関係をもっていない国。非同盟運動に参加する多くの非核兵器国がこれに該当する。

② 現在、核兵器を保有する9か国（NPT上の核兵器国：米国、ロシア、フランス、中国、英国。NPT外の核保有国：インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮）

③ NATO加盟の非核兵器国で、自国領土に米国の戦術核爆弾の配備を受け入れている5か国（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）

④ 米国と同盟関係にある国で、米国との間に拡大核抑止力を含む安全保障協力関係を維持している国。これには上記5か国の他のNATO加盟国、オーストラリア、日本、韓国がある。

⑤ ロシアを盟主とする集団安全保障条約機構（CSTO）に加盟する5非核兵器国（アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン）

①に分類される国は、NPT上の非核兵器国の多数派を形成している国々で、多くが条約交渉に参加し、条約採択に賛成票を投じた。禁止条約には、「いかなる方法においても、また何人に対しても、この条約で加盟国に禁止されている活動に従事することを援助したり、奨励したり、誘導したりしてはならない」（第1条(e)項）という禁止事項がある。したがって、核保有国と軍事的な同盟関係にある国は、加盟に当たってクリアしなければならない事項が発生するであろう。しかし、①に分類される国々にはこの懸念は無く、核兵器禁止条約への参加に障害はないと考えられる。これらの国の多くは、ラテンアメリカ及びカリブ地域非核兵器地帯、アフリカ非核兵器地帯、南太平洋非核地帯、東南アジア非核兵器地帯に参加している（中央アジア非核兵器地帯は複雑であり、後述する）。条約参加に関して先頭集団になる国々である。とはいえ、国内の批准手続きの優先度は国内政治力学に左右され、さまざまであろう。

3. 核保有国、および非保有・配備国の加盟

②と③に分類された国々に関しては、核兵器禁止条約の中に明文的に加盟のための筋道が記されている。

まず②の核保有国に関しては、条約は条約への参加に二つの道筋を想定している。一つ

は、保有国が核兵器保有の放棄を決定し、核兵器や兵器用核物質などの廃棄を実行したのち、禁止条約への加盟手続きに入る道筋である。この手続きの過程において廃棄の検証などが行われる（第4条1項）。もう一つは、保有国が核兵器保有の放棄を決定したのち、直ちに核兵器を作戦地位から除去し、その段階で条約に加盟する道筋である。この場合、条約加盟国会合が今後定める方法（そこでは廃棄の期限と検証方法が定められる）に従って、核兵器、兵器用核物質、施設などの早期廃棄を行わなければならない（第4条2項、3項）。

③に分類された NATO 加盟で米国の戦術核兵器を配備している 5 か国に関しては、禁止条約に規定された「核兵器の領域内への配備や設置の禁止」（第1条(g)）に抵触するのみならず、「直接的あるいは間接的な核兵器の管理の移転の禁止」（第1条(b)）にも抵触する可能性がある。これらの国々は、できるだけ早期、かつ条約国会合が定める期限内に核兵器を撤去すること約束することによって、条約に参加することができる（第4条4項）。

このように、禁止条約は、核兵器を保有するか、物理的に核兵器を領域内に配備している、これら 14 カ国に対してのみ、条約は明文的に条約に参加する道筋についての条項を設けている。条約の第1条が掲げる禁止事項は、もっと複雑な条項を含んでいるにもかかわらず、このような限定的な普遍化の道筋のみを掲げているのは、この禁止条約の一つの特徴となっている。交渉過程を振り返ると、次項に掲げる複雑な問題を詰めるよりも条約の早期成立を優先させた事情を窺うことができる。

4. 米国、ロシアとの同盟国で核兵器の非配備国

④に分類された国は米国との同盟国であり、⑤に分類された国はロシアを中心とする集団安全保障条約機構（CSTO）に所属する国であるが、いずれも自国領域内に核兵器は配備されていない国々である。また、正確に言うと、③に分類される NATO の 5 か国は、自国領域内の核兵器を撤去したとしても、この項で扱う④の国々と同じ問題を抱えることになる。これらの国々は、他国の核兵器を配備するという禁止条項に抵触しなくても、他の禁止条項に抵触する行為が想定される国々である。

④の国々は、2 国間あるいは多国間の外交文書、あるいは国内の安全保障政策文書において、米国の拡大核抑止力への依存を明記している。このような依存政策は「核兵器の使用、あるいは使用の威嚇」を禁止している条項（第1条(d)項）に違反する行為（核抑止力は「使用の威嚇」を前提としている）を米国に要求することを意味する。そのような要求をしている状態で禁止条約に参加することは政策矛盾となり、禁止条約への参加はできないであろう。さらには、米国が拡大核抑止力を行使するに当たって必要な支援（通信、兵站など）や支援の演習をこれらの国々は日常から行っている可能性が高い。その行為は、前述した第1条(e)項の「いかなる方法においても、また何人に対しても、この条約で加盟国に禁止されている活動に従事することを援助したり、奨励したり、誘導してはならない」という禁止行為に該当する可能性が高い。したがって、④の国々は現在の核兵器依存政策を維持

したままでは、禁止条約に参加することは困難であると考えられる。

⑤の国々はロシアと集団安全保障条約（CST）を結んでいる非核兵器国である。しかし、これらの国々のロシアの核戦力への依存状況については明確な情報が得られていない。5か国のうち、カザフスタンのみが条約交渉に参加し条約案に賛成票を投じた。カザフスタン、キルギス、タジキスタンの3か国は中央アジア非核兵器地帯条約に参加しており、少なくとも核兵器禁止条約の禁止事項に関わる多くの問題をクリアしている。また、中央アジア非核兵器地帯条約の議定書によって、5つの核兵器国（P5）から核攻撃や核攻撃の威嚇をしないという安全の保証を得ている（米国だけ署名はしているが未批准である）ので、明示的な「核の傘」依存政策をとっていない可能性が高い。しかし、アルメニアとベラルーシにはそのような安全の保証がない中で、ロシアとの明文化された政策合意によってロシアの拡大核抑止力に依存している可能性は否定できない。また、積極的な非核政策を展開しているカザフスタンは例外として、他の国々はCSTの義務として、ロシアの核兵器活動への支援に関わる可能性が否定できない。このような状況を考えると、⑤の国々も核兵器禁止条約に参加するためには、第1条(e)項との関連において安全保障政策上の課題を整理しなければならないであろう。

このように、米国やロシアと同盟関係にある④、⑤のいずれの国々においても、核兵器禁止条約に参加するためには、(1)拡大核抑止力依存する核の傘国であることを解消すること、さらには、(2)米国やロシアによって行われる核兵器活動を「いかなる方法においても援助しない」など第1条(e)項に抵触しないための同盟関係の整理を行うこと、が求められる。

核兵器禁止条約は②、③の国々への条約の普遍化の道筋に考慮を払いながらも、より多数の国に関わる④、⑤への普遍化の問題を十分には考察していない。実際には、これらの国々の禁止条約への加盟の道筋として、第1条禁止条項に関わって自国が受ける懸念に対して、それを払拭する政策的表明を求めるといような道筋を明確にする条項を設置することが可能であったであろう。

5. 日本の加盟と北東アジア非核兵器地帯

これまでの議論で示されているように、核兵器禁止条約の普遍化のためには、保有国に対しても依存国に対しても、安全保障政策の転換を求めなければならない。この転換をいかに実現するかという問いに対して、禁止条約は新しい提案を含んでいる訳ではない。言うなれば、NPT、CTBT、非核兵器地帯条約などこれまでの努力の成果の延長線上において、これらの国々の政策転換が行われることを期待しているに過ぎないとも言える。

しかし、重要なことは核兵器禁止条約が示している一貫したビジョンを確認することであろう。すなわち、核兵器禁止条約を生み出す原動力となった人類的視点、倫理的要請、人道原理などを根拠とした市民社会と小国の結合した力が、これらの国々に必要な政策転

換を加速度的に進めることになるというビジョンを禁止条約は内包している。

このビジョンが功を奏するか否かが、冒頭で述べた禁止条約の真の評価を定めることになる。

その意味において、禁止条約の普遍化にとって極めて重要な位置を占める被爆国日本の条約への参加について触れておきたい。日本は上記④に分類される国である。米国の「核の傘」への依存から脱すること、また、日米安全保障協力において核兵器の運用に関する側面を排除することが、日本が核兵器禁止条約に参加するための条件として必要となる。これらの政策への転換は、北東アジア非核兵器地帯の設立によって実現可能であることを、RECNA では繰り返し主張してきた。北東アジアにおいては、単に非核化だけではなくて、非核化と密接に関連している安全保障上のさまざまな懸案を同時解決する包括的なアプローチが必要であることも議論してきた。核兵器禁止条約が成立した今日においては、少なくとも非核国として北東アジア非核兵器地帯条約に参加する国（日本、韓国、やがて北朝鮮）は、核兵器禁止条約にも参加することが目指されなければならないし、もちろん、それは可能である。

7. 広島・長崎からの視点——二人の被爆者へのインタビューを通して——

桐谷多恵子

1. 核兵器禁止条約前文の「ヒバクシャ」の意義

核兵器禁止条約の前文で「ヒバクシャ」という言葉は、2度登場する。まず「核兵器の使用による被害者（ヒバクシャ）および核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦痛と損害」と明記され、広島・長崎の核兵器による被害者の存在を認めた。「ヒバクシャ」の立場から核兵器を問うという条約の姿勢は称賛に値する。次に、前文末尾では、「ヒバクシャ」は国連など国際機関やNGOと並んで、核廃絶という目標達成に向け努力を重ねてきた主体として明記されている。これは、「ヒバクシャ」による核兵器廃絶への取り組みを評価したものであり、その意義を謳っているのだ。

現在、核弾頭はおよそ1万5000発存在し、核兵器が使用される可能性は常に潜在している。2015年3月、ロシアのプーチン大統領がインタビューで、ウクライナ政変にあたり核兵器使用の準備をしていたことを明らかにしたことは記憶に新しい。また、最近の毎日新聞に対するインタビューで、ムシャラフ元パキスタン大統領は2002年当時、インドへの核兵器使用を検討していたことを明らかにした⁴⁸。このような近年の為政者の発言にも見られるように、核兵器が使用される可能性は常にある。核兵器を「悪」として、法的に禁止することは意義深い。

広島と長崎の戦後史を研究する一人として、この条約を被爆者がどのように受け止め評価したのか、その声を聴き、記録として残す役割がある、と私は考えた。そこで、長年にわたり聞き取り調査で関わってきた二人の被爆者——長崎の深堀好敏氏と広島の切明千枝子氏——に核兵器禁止条約の成立について率直な意見を聞いた。お二人の了解を得て、以下、実施したインタビューを掲載する。

2. 核兵器禁止条約成立への評価——長崎の被爆者・深堀好敏氏の発言記録⁴⁹——

深堀好敏氏は、1945年8月9日、当時16歳の時に長崎の爆心地から3.6kmの場所で被爆した。現在、88歳。インタビューでの第一声、彼は「今回の核兵器禁止条約の成立を、評価します」と語った。「確かに、核保有国は一国も参加していません。実効性はない、という意見もあるでしょう。しかし一方で、賛成する国は、122か国もある。世界の大多数が参加するのだから、これは重みがあると思いますよ。こんなに多くの国々が核兵器廃絶

⁴⁸ 『毎日新聞』電子版、2017年7月26日

(<https://mainichi.jp/articles/20170727/k00/00m/030/089000c>)。

⁴⁹ 深堀氏に筆者が複数回（2017年7月9日、16日、17日、20日）電話にてインタビューしたものの。

に賛同している、という『現実』があるわけだから。核兵器禁止条約は、まさに世界の英知ですよ。このこと自体を私は評価します」と述べた。

次に、日本政府の対応について、以前から「そういう態度」であったこと、つまり、核兵器を国際法の観点から非合法とすることには消極的であった点を指摘した。深堀氏は、1995年のハーグ国際司法裁判所の広島市長と長崎市長が口頭陳述した時を例にあげて説明した。当時の広島市長と長崎市長は核兵器使用を明確に「国際法違反」とする立場で陳述した。深堀氏は当時の長崎市長が「黒焦げの少年」の写真をかかげながら、「この少年に何の罪がありますか」と訴え、「14人の裁判官のほとんどが、身を乗り出して写真を見入った」状況を紹介した。しかし、当時の日本政府の見解は「核兵器使用およびその威嚇使用は、明確な国際法違反とはしない」とするものであった。日本政府の立場を陳述した外務省審議官は「広島、長崎両市長の発言は、証人としての発言であり、日本政府の立場からは独立したものである」、「必ずしも政府の見解と一致するものではない」と発言した。深堀氏は、この事実を指摘したうえで、「この時も、非常に日本政府の対応に、残念に思いました。なぜ被爆国の政府が広島と長崎の市長の意見と異なるのでしょうか。今回の核兵器禁止条約もそうですが、日本政府はアメリカに物を申すことができないんですね」と語った。

現代の日本は米国の「核の傘の下」にある、という事実が存在する。しかし、それと同時に、米国が原爆を投下した国である、という事実も存在する。この点に関連して、米国に対する心情を深堀氏に尋ねた。深堀氏は、被爆後の悲惨な情景と、自らの姉が原爆によって命を奪われた体験を語った。そして「被爆後、しばらくはアメリカを憎み続けてきましたよ」と率直な思いを語った。しかし、戦後の生活の中で善良なアメリカ人と直接に関わり、「アメリカに対する考えが、だんだんと変わっていきました」と自らの米国評価の変遷を指摘した。

私は、その変遷の中で2016年5月のオバマ大統領の広島訪問をどのように捉えたのか、重ねて質問をした。「オバマ大統領の訪問は、評価しますよ。原爆を落とした側の国の大統領が来るわけですからね。アメリカの退役軍人の会などの意見もあって大変でしょう。当初は、被爆地に来るか、来ないかで騒がれていましたね。そして、来たら来たで、謝罪するか、謝罪しないかで騒がれていました」。深堀氏は続けて、語った。「一長一短で考えてはならないと思いますね。オバマ大統領がプラハで演説した時は、嬉しくてね、期待しましたよ。それから6年経ってようやく被爆地にきてくれたわけですから、長い目で見なければいけないと思います。今回の条約成立の時も、随分と盛り上がり、大喜びの様子がテレビで流されていました。しかしね、ここは冷静に受け止めなきゃいけないでしょう。今からがスタートだ、そういう気持ちを持って、冷静にね」。

深堀氏の指摘の通りに、条約の成立はゴールではなく、スタートに違いない。深堀氏は、続けて次のように話した。「成立したことは、いいことです。これを基にして、核保有国を一国ずつでも説得して、引きずり込むような動きをしていかなければいけないです。そのためには、やはり、被爆国である日本が橋渡しをするぐらいに動いて欲しいですね。しか

し、かりに今までのように、日本政府が核兵器禁止のために動かなくても、私たちは言い続けていかなければならないですよ。核兵器は非人道兵器であるということ。そして、広島と長崎の惨劇を知る人間として、核兵器は廃絶しなければならない。いうべきことは、言っていく。この姿勢が、本当に大事です」。

深堀氏は、被爆体験の語り部の活動と共に、1979年に被爆者6人でグループを作り、被爆写真の収集や分析を続けてきた。現在、長崎平和推進協会写真資料調査部の会長を務める。彼は、原爆を体験した自分には何ができるのか、そして、何をしなければならないのかを自らに問い続けて行動してきた人である。以上、核兵器廃絶のために行動を続けてきた被爆者の条約成立の評価を紹介した。

3. 核兵器禁止条約成立への評価——広島の被爆者・切明千枝子氏の発言記録⁵⁰——

切明氏は、1945年8月6日、当時15歳の時に広島の爆心地から1.9kmの場所で被爆した。現在、87歳。

「日本国政府の核兵器禁止条約への態度は何でしょうか。広島と長崎の被爆がありながら、知らん顔ではないですか。被爆者として悔しい思いをしております。本来ならば、日本が先頭に立って、条約を起草して、各国に働きかけるべき立場ですのに…。悔しいです。アメリカの『核の傘』で守られているという認識なのでしょうか。それとも、アメリカに対する『忖度』が働いているのでしょうか。そんなことまで思っていました」。

切明氏は、そう語ると、原爆を投下した米国への率直な思いを語った。「そんなことを言いながら、私自身もね、戦後はアメリカに対する『忖度』がありましたよ」と述べ、戦争中は軍国少女として生き、戦後は、アメリカの唱える民主主義を普及する立場にあったと自らを分析した。「日本は戦争に負けて、占領されているわけですから、ある面では当然のことです」と占領下にあった当時の状況を話した。

切明氏は、戦後に広島県教育委員会事務局社会教育課に勤めた。そこでの仕事の本質は、「アメリカの民主主義を普及して、日本の軍国主義の払拭に尽力」することであったという。「進駐軍の唱える『民主主義』は一大命題でしたから、それを広める仕事を担っていました。戦後は、どこもかしこもアメリカの影響を受けていましたね。そういった意味では、様々な方面で『押し付けられた』という面があるかもしれませんね」と述べた。

続いて、米国に対する「忖度」の具体例を質問してみた。切明氏は、彼女の祖母への対応を例に出して説明した。広島の爆心地側に住んでいた母方の祖母の家族は親戚を含めて原爆によってほぼ全滅したという。切明氏の祖母と母だけが生き残った。祖母は戦後に原爆で焼かれて亡くなった家族の一人ひとりの名前を上げては「泣き続けていた」。ある日、祖母は「血の涙を流すような」様子で「アメリカが憎い」と話した。切明氏はその祖母の

⁵⁰切明氏に筆者が複数回（2017年7月10日、17日、18日、20日）電話にてインタビューしたものの。

発言に「おばあちゃん、いつまでも、憎しみを持っていてはいけないよ。憎しみは憎しみしか生まない。本当の平和は我慢することから始まる。我慢しなきゃだめ」と、「なだめた」という。彼女はその時の自分の心理を「アメリカに対する『付度』でそのような発言をしたのだと思います」と分析した。そして、「新しい民主主義を根付かさなければならない、憎しみを捨てなきゃいけない」と自分にも言い聞かせていたという。彼女は、祖母への対応を「私はなんという冷たい言葉をかけたか」と悔やんでいる。「祖母と一緒に泣いてあげればよかった。家族を失った祖母の怒りは当然だった」と振り返った。

彼女は、自ら被爆したにも関わらず、被爆者側の心に寄り添えなかった自分の心理を以上のように説明した。切明氏の自己分析から見えてくるのは、原爆投下をめぐる評価のネジレそのものであろう。戦後は、原爆を投下した米国にその責任を問う事ができなかった。むしろ米国の「戦後民主主義」を普及するという立場に転じねばならなかったのである。そして、このネジレの問題は現代の日本をめぐる核兵器の状況を物語るものである。米国の「核の傘」の下にある状況で、核兵器禁止条約に参加することができない。広島と長崎の被爆という経験がありながら、そのネジレをどのように評価するべきであろうか。

関連して、切明氏にオバマ大統領の広島訪問についても評価を聞いた。切明氏は、以下のように語った。「オバマ大統領には、数年前から被爆地に来てくださいとお願いしている被爆者の方々もおりまして、実際にお越しになった時に、大喜びしている被爆者の姿も目の当たりにしました。私は、複雑な気持ちでした。一口に『被爆者』といっても、色々あるわ、色んな被爆者がいる、と思いました。オバマ大統領の演説のはじまりで、『空から死が降ってきて、世界は一変した』という一節がありますが、まるで天災のように語っているなと思いました。あれは、天災ではないんです、核兵器による破壊です。地獄絵のほうはまだましだと言えるくらい、酷い惨状でした」。切明氏は、その後自らがみた被爆後の惨状を事細かに証言した。生きている人間の身体にウジがわくという状況、「痛いからウジをとって欲しい」と訴える負傷者たち。その声に応じて取り除く作業に取り組んだこと。すぐに街中に蠅が大発生して、その大群で道を歩くにも前に進めない状況などを克明に語った。街中を覆っていた悪臭は、再現が不可能なほどの匂いで、それはまさに「死臭」であったという。彼女は、「被爆者たちが何故あのように悲惨な死を遂げねばならなかったのか」、「あまりに悲惨でした」と声を震わせながら語った。そして「だからこそ、私たちは核兵器廃絶の声を絶対に捨ててはならないんです。日本が本当は、先頭に立って条約を結びましょうという立場にあるはずだと思うのです」と力強く語った。

彼女は、核兵器の非人道性を語る証言者であり、今も現実においてあの被爆体験から発言を余儀なくされる被爆者の一人である。被爆体験という広島で起こった現実から、彼女は核保有国とその「核の傘」にいる国家の「現実」に対抗していると言えるだろう。

4. 被爆地に取り組むべき今後の課題

長崎市内で7月8日に核兵器禁止条約の成立を歓迎する集会が開かれた。その際に、長崎原爆被災者協議会会長の谷口稜暉氏は、ビデオメッセージの中で「被爆者が一人もいなくなるときに（世界が）どんな形になっていくのか。それが一番怖い」と語った。この指摘を重く受け止めなくてはならない。核兵器による被害を体験した人たちが他界していく中で、被爆者の立場ではなく、核保有国の立場での認識が広がっていくことは想像に難くない。米国は、この度の核兵器禁止条約に対して、「この条約は国際的な安全保障環境の現実を無視しており、一つの核兵器の削減にもつながらない」と不参加の理由を表明している。

大江健三郎氏が「ヒロシマの持続」で述べている次の一節は、現実に対する鋭い指摘である。「人間とは、核兵器によって無残に殺される自分ということを見極めるより、核兵器をみずから使用することを漠然と思えがくことの多い、生きものである⁵¹」。核兵器とは「ほんのひとつかみの少数者の手にゆだねられる武器であって、人民戦争の武器としての核兵器というような位置づけは、およそありえぬのであり、ごくわずかの権力者を除外すれば、それよりほかのすべての人間にとって、核兵器がかれ自身の武器となる、という状況はありえない⁵²」。大江氏の指摘するように、私たちのほとんどが核兵器のボタンを押す立場にない。むしろ、核兵器によって無残に殺される側の立場にあるであろう。核保有国の説く「抑止力」という「現実」に対して、被爆地で起こった現実を理論的に発信していく必要がある。

広島・長崎の被爆体験の思想化という理論的構築は未だに取り組みまれておらず、今後の被爆地における重要な研究テーマである。RECNAでは、今年度「長崎被爆・戦後史研究会」を立ち上げた。この研究会の意図は、被爆者の体験を理論的に体系化していくこと、及び、戦後史を実証的に分析すること、そして世代を超えた被爆体験の継承の試みである。長崎の被爆者であり、核廃絶の論客として議論を展開してきた土山秀夫氏は、核兵器廃絶に取り組む上で必要なのは、「理論と感性の両輪」であると述べた。この研究会は、まさに、この両輪を作り出すことを目指している。現代そして将来の世代に被爆体験を継承するという営みの一環として、この研究会を被爆地ならではの課題に取り組む場としていきたい。

⁵¹ 大江健三郎「ヒロシマの持続」（佐々木雄一郎『ヒロシマ25年：写真記録』朝日新聞社、1970年、260頁）。

⁵² 同上。

8. 核兵器なき世界への第2ステージのはじまりか？～核兵器禁止条約成立～

朝長万左男

2017年7月7日国連における交渉会議において、圧倒的多数で核兵器禁止条約が成立した。1945年7月16日のアラモゴードにおけるプルトニウム原爆の人類史上初めての爆発実験に始まり、その後一ヶ月内に実戦において実施された広島、長崎への原爆投下から72年にして、人類は史上はじめて核兵器禁止条約の実現に到達した。

しかしながら核兵器国と、米国の拡大抑止に依存する日本などの同盟国のうちオランダ一カ国を除き全てが交渉会議をボイコットした。これらの核依存国と核禁条約推進派の国々の間にはもはや対話は成立し難い状況になっている。3月の会議開始の日米国国連大使ヘイリー氏を中心にして核抑止政策を採る国々の代表約20名が交渉会議の議場近くで記者会見を行い、「向こうの会議場に集まっている国は、いったい世界の安全保障の現状がどうなっているのか判っているのか？」と険悪な表情で声明を読み上げていた。私は、その20名の代表の中に日本の代表を見つけることができなかつたので、一抹の希望を持って交渉会議の開会を日本から見守っていたが、日本は高見澤将林軍縮大使が会議冒頭に出席し、日本の交渉会議不参加を伝え、その理由を縷々説明して退場した。

会議そのものは順調に進行し、3月の第1会期ではオープンな議論がなされ、6～7月の第2会期ではその直前に、第1会議の議論から纏められたホワイト議長案が提案され、前文各項から条文へと逐次の審議が継続された。私はこの冒頭から長崎市を代表して出席し、審議を見守った。核兵器国とその同盟国約20カ国の代表席は空席で虫食い状態となった会議場はやはり異様であった。この条約の成立が、第二次大戦終了後からずっと国連の常任理事国でもある5大核兵器国と米国の同盟国である日本、ドイツなどの大きな国々が会議をボイコットする中で、もっぱら中小の国々が、緊張をはらみつつ会議をリードしている姿を見ると、核兵器なき世界を2010年のNPT再検討会議で約束した全NPT締約国が、ついに多数派と少数派に別れて対立したまま、この世紀の条約成立を迎えつつあることに悲痛な気持ちを抱きながら見守り続けていた。

第3日午後の2条（申告）～4条（核兵器の全面的除去）についての審議の後、NGO代表5名に与えられた3分ずつの意見表明を、長崎を代表してしんがりで行い、ヒバクシャのこれまでの苦難の道への条約前文の言及を感謝しつつ、72年後の今もなおヒバクシャが放射線後障害に苦しんでいることを、「60年後の今まで原爆が自分の体内で生き延びていたのですね」という、白血病の診断を受けたときの患者の悲痛な言葉を引用して伝え、この交渉会議でなんとしても核兵器国と日本のような核依存国に対しても加盟できる可能性を開くことができるよう、条文に工夫をこらしていただきたいと要請した。

できあがった禁止条約最終案はかなり包括的と言える内容になっていた。使用と使用の威嚇の禁止がまず目に飛び込んできた。この条項からは核兵器国も日本もやはり加盟はと

りあえず不可能になったと受け止めざるを得ない。締約（を希望する）国は核兵器保有の現状を申告をして、実際の核兵器の廃棄と、検証付きかつ期限付きの行動計画案を提出して、第1回目の締約国会議までに全核兵器を廃止することを約束するという条文を読むとやはり、核兵器国の加盟はさらに厳しいものとなったと思わざるを得ない。

使用の威嚇の禁止は日本に対しては核の傘政策の放棄を宣言して加盟を申請することを要求している。日米同盟の根幹部分の変更なしには、日本の今後の禁止条約加盟の可能性はきわめて低いものとなろう。すでに別所国連大使は日本の加盟はないと記者発表で言明している。別所大使とは会議2日目の夕方日本代表部で会い、長崎代表として田上富久市長の日本の交渉会議ボイコットに対する残念な気持ちを伝えて、今後の加盟についても是非検討を続けていただくよう要請したが、残念な結果となった。この会談で大使は日本政府の交渉会議欠席は苦渋の選択であったと言われたことが思い出される。外務省内では交渉会議出席の線も検討されていたのであろう。やはり最終的には官邸側に押し切られたと言うことであろうか。

今後の「核兵器なき世界」を目指す核廃絶の行方はどうなるか？禁止条約推進国やNGO代表の側が考える、国際規範として禁止条約が徐々に力を付けて行き、核依存国に対しても実際に大きな影響を与え、彼らの核軍縮への取り組みを真剣かつ迅速に促進させなければならぬ状況変化をもたらし、さらに条件が熟せば、核兵器国の中から加盟国も出てくるという、いささか楽観的であるが、そのような展開にまずは期待したい。核禁条約の国際規範化の実現である。

この度の交渉会議では、結果的には核兵器国側の条約成立への目立った妨害はなかった。ヘイリー米国国連大使の記者発表止まりであった。この事実は、何を物語るのか？国連の長い歴史において、常任理事国（同時に5大核兵器国）や日本、ドイツなどの主要国をさしおいて中小の国々が固く結束してこのような重要な国際法を成立させたのは歴史的な快挙であり、今後の国連の政治構造にも大きく影響していくと思われる。

唯一の核依存国のオランダの出席は、日本にとっても参考になる前向きな姿勢であったが、やはり最終的にはNATO加盟国としての義務に反する条文があり、加盟は不可能として唯一の反対票行使となった。しかしオランダの行動は、一定の内容の核兵器禁止条約は必要であるとオランダが考えていたことを暗示していたと思える。私自身、今回の核禁条約交渉会議を国連総会に提案した2016年のジュネーブにおける複数の準備会議(OEWG)会議にも出席して、なぜ日本が現時点で核禁条約に賛成できないのか、当時の佐野軍縮大使の発言をたびたび聞かされた。その中で、核禁条約の必要性を認める発言が2度ほどあった。究極的な核廃絶の前には、当然ながら核禁条約の成立が必要という意味で言われたのであろうが、現時点の国際安全保障環境がその実現を許さないという趣旨であった。これが今回もニューヨークで日本代表によって繰り返されたわけである。

今後の日本の核廃絶におけるこれまで取ってきたリーダーシップはどのような影響を受けるだろうか？かなりの信用の失墜は免れないだろう。核廃絶を目指すルートは、核禁条

約に依拠する推進派の国際規範形成ルートと、核兵器国が繰り返して主張してきた、NPTを基本としつつステップ・バイ・ステップで国際安全保障を改善しつつ核軍縮を追究するルートに分かれていくのか？NBT（Nuclear Ban Treaty）とNPTのこの二重構造が、最も好ましい展開としては、相互補完的にそれぞれに有効性を発揮して、核兵器国側のステップが一段ずつ（それが何かは今は明示できないが）積み上げられていくものと思えば、このことは禁止条約に加盟できる条件が満たされていくプロセスに重なって来て、核兵器国からも加盟国が出てくると考えることが、今回成立した条文から判断できるであろうか？かなり低い確率であることは間違いないが、この狭い核兵器なき世界への門を人類は通り抜けて行く覚悟をしなければならないのかもしれない。

2010年のNPT再検討会議における最も重要な国際コンセンサスである「核兵器なき世界」の実現のためには、両派の対話と信頼の醸成に加え、オバマ大統領が広島演説で強調したように、「人類の英知である科学が創造した核兵器」を「廃棄するのにもまた人類の英知」であることをこれから証明して行かなければならない。それには両派とも冷静にかつ熟慮しながら対話を続け、信頼醸成を図りつつ、これからの核廃絶の第2ステージに入っていくものと思われる。核兵器爆発の人类的結末を熟知する日本国は、困難であってもこの英知をあみ出す役割を担って行かなければならない。長年、核兵器廃絶を主導すると言って努力も傾注してきた日本政府が、核禁条約交渉に参加しなかったことから生じる責任は重大である。さらに重要なことは、ヒバクシャ団体をはじめとする市民社会がこの核禁条約成立に果たした役割がきわめて大であったこの交渉会議を振り返ると、これからの核廃絶の第2ステージにおいては、核兵器国への働きかけ、特にそれらの国々の核政策を決定するこれらの国々国民（市民社会）に対する直接的働きかけに最大のエネルギーが傾注されなければならないと強く思う。

著者紹介（執筆順）

鈴木 達治郎 (SUZUKI, Tatsujiro)

センター長・教授

1951年生まれ。75年東京大学工学部原子力工学科卒。78年マサチューセッツ工科大学プログラム修士修了。工学博士（東京大学）。2010年1月より2014年3月まで内閣府原子力委員会委員長代理を務めた。核兵器と戦争の根絶を目指す科学者集団パグウォッシュ会議評議員として活動をしている。

黒澤 満 (KUROSAWA, Mitsuru)

顧問・大阪女学院大学教授

日本軍縮学会初代会長、核不拡散条約(NPT)再検討会議日本政府代表団顧問、長崎市平和推進専門委員会委員、財団法人核物質管理センター理事などを歴任。

広瀬 訓 (HIROSE, Satoshi)

副センター長・教授

専門は国際法、国際機構論。国連開発計画（UNDP）プログラム担当官、ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部専門調査員、宮崎公立大学教授等を経て、2012年より現職。

中村 桂子 (NAKAMURA, Keiko)

准教授

2012年4月のRECNA開設にともない、長崎大学に赴任。2012年3月までは特定非営利活動法人ピースデポ（横浜）の事務局長として、核軍縮・不拡散問題に取り組んでいた。

吉田 文彦 (YOSHIDA, Fumihiko)

副センター長・教授

1955年京都府生まれ。東京大学文学部卒、朝日新聞社入社。2000年より論説委員、論説副主幹。その後は、国際基督教大学（ICU）客員教授、米国のカーネギー国際平和財団客員研究員、笹川平和財団常務理事などを経て現職。

太田 昌克 (OTA, Masakatsu)

客員教授・共同通信編集委員（論説委員兼務）

1968年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒。政策研究大学院大学修了（博士）。1992年、共同通信社入社。外交・安保、核・原子力政策を中心に取材。

梅林 宏道 (UMEBAYASHI, Hiromichi)

客員教授・前センター長。

1937年生まれ。東京大学大学院博士課程修了。工学博士。1980年、大学教員を辞し、平和運動家・研究者として国際的に活動、NPO法人ピースデポを設立、現在は特別顧問。

桐谷 多恵子 (KIRIYA, Taeko)

客員研究員

法政大学国際文化学部卒業、広島市立大学大学院国際学研究科博士前期課程修了、法政大学大学院国際文化研究科博士後期課程修了、博士（国際文化）。日本学術振興会特別研究員、法政大学大学院で非常勤講師を経て、2010年4月より2016年3月まで広島市立大学・広島平和研究所の講師として勤務。2016年4月より現職。

朝長 万左男 (TOMONAGA, Masao)

客員教授・元日本赤十字社長崎原爆病院院長

1943年長崎市生まれ。2歳のときに、母親とともに爆心地から2.7kmの距離で被爆。長崎大医学部卒、同大で40年間血液内科医として被爆者医療および白血病の研究にあたる。核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会委員長

核兵器禁止条約が採択された。評価し
た。
過去5年ほどの間、核使用の果たさ
非人道的な結末に力点を置いた「人道的
アプローチ」を軸に国際会議が開かれ、
このアプローチに立脚した共同声明が核
廃絶や核軍縮を推進する有志国によつて
発表されてきた。

一方核軍縮そのものは停滞している。
米口間の交渉は2011年発効の新戦略
兵器削減条約(新START)以降進ま
ずジュネーブを舞台にした多国間交渉も
20年間、何も進展がない。それどころか、
核保有国は核への依存を深め、核戦力刷新
を図る「近代化計画」に乗り出している。
条約採択の背景には、こうした人道的
アプローチと核軍縮の停滞という二つの
要因があった。

条約が今後発効しても、核保有国と「核
の傘」の下にある国が背を向ける中、す
ぐに核が大幅に削減され、事態が大きく
動くとは考えにくい。そのため実効性が
なく、非現実的との批判もある。
しかし、長期的な視点に立てば影響は
ある。

米口や中国、日本や欧州が提唱する「ス
テップ・バイ・ステップ」による段階的
な核軍縮も悪くはないが、いかにせん成
果が出ていない。禁止条約の誕生が「成
果をまず出せ」という政治的なプレッ
シャーとなる。近代化計画を押し進める核
保有国にも一定の心理的圧力が働く。核
保有国の行動が今後求められる。

この条約の最大の眼目は核兵器に「汚
名」を着せ、非合法化を図ることだ。烙
印をいっただん押されると、核保有国やそ
の同盟国の市民や世論にも影響を及ぼさ
ざるを得ない。

また前文にあるが、この条約は「人類
の安全保障」という考え方を前面に打ち
出している。これまでの軍縮は「国家の
安全保障」が基本だった。安全保障の概
念が従来の枠組みを超えて広がっている
ことを示している。

「人類の安全保障」前面に

黒沢 満

大阪女学院大学大学院教授



1945年大阪市生まれ。
大阪大名誉教授、日本軍
縮学会初代会長、主筆に
「核兵器のない世界」
「核軍縮入門」。

安全保障は元来、軍事的側面が中心だ。
だが、いざ使われたら地球規模の被害を
及ぼす核兵器の存在が、環境や経済など
の観点からの安全保障、さらに食料安全
保障という概念を市民の間に普及させ
た。この条約を媒介に「人類の安全保障」
に対する共通認識が一層深まることに期
待したい。

ただ条文を精査すると、問題点もある。
まず50カ国の批准で発効としたこと
だ。120以上の交渉参加国数を勘案す
ると、70・80カ国の批准を条件としてよ
かった。数は重要な意味を持つ。

より問題なのは、核保有国を将来取り
込もうとして「加盟後に廃棄する」とい
う選択肢を認めたことだ。保有の禁止行
為に違反する形で条約に入れることにな
り、条約として整合性を欠く。

最後に日本政府の対応だが、交渉不参
加の決定は「核の傘」を供与する米国へ
の配慮があったとみられる。だが、北大
西洋条約機構(NATO)加盟国のオラ
ンダは参加し、最後まで自国の考えを主
張し続けた。

唯一の被爆国であり、核の悲惨さを最
もよく理解している日本も参加すべきだ
った。国内に多くの支持者があり、被爆
者との存在も大きい。また政府は核保有国
と非保有国の「橋渡し役」になると公言
してきたのだから。

今後は核保有国と非保有国の対立を緩和
する「橋渡し役」を真に担い、核兵器
依存の低減に向け、アジアの安全保障環
境の改善に努めていくべきだ。
(聞き手は共同通信編集委員 太田昌克)

「(日本に事前)警告を与え
ることにより、原爆使用で着せ
られる汚名を相殺しなくてはな
らない」。米公文書によると、
1945年5月29日、陸軍参謀
総長のマーシャルは、原爆開発
を主導した陸軍長官スティム
ソンにこう訴えている。

海軍次官のバードも同年6月
「投下の2、3日前に警告を与
えるべきだ」と思ってきた。米国
は人道主義国であり、国民はフ
エアレーを重んじる」と苦悩
を吐露している。

人道主義国に着せられる汚名
。広島、長崎への原爆投下前
から、これを使う者たちは倫理
的糾弾を恐れていた。生身の人
間を黒焦げに焼き尽くし、命の
営みを瞬時に破壊する核兵器の
非人道性を認識していたから
だ。

原爆投下で暮らした核時代
がやがて3・4半世紀を迎える
中、ニューヨークの国連本部に
集まった122カ国が核兵器禁
止条約を採択した。

核兵器に「汚名を着せる」こ
とを狙った外交努力であり、開
発や保有、使用、威嚇などを包
括的に禁じることで核兵器を非
合法化する史上初の国際法だ。

条文には「ヒバクシャ」の文
字が刻まれ、核の犠牲者が背負
った「受け入れ難い苦しみと危
害」に思いがはせられた。また
「事故や誤算による核兵器の爆
発」という現存する核リスクに
警鐘を鳴らし、核軍縮を前進さ
せることは「倫理的責務」だと
宣言した。

北朝鮮の核・ミサイル開発が
日進月歩で進み、ロシアの軍事
的脅威が消えぬ中、核抑止力を

人間倫理の回復目指せ

安全保障政策の中核に位置付け
る核保有国、さらに「核の傘」
の下にある同盟国は、一様にこの
条約に背を向けた。被爆者の切
実な願いを裏切るがごとく、被
爆国・日本の政府もその隊列に
加わった。

条文を吟味すると、核兵器の
廃棄とその検証過程に不備があ
り、核軍縮を優先するあまり、
核不拡散の規範が後退したと読
める部分もある。条約発効に必
要な国が50というのも少ない
し、核保有国が加盟しない以上、
たちまち大幅な核削減が望める
わけでもない。

しかしそれでも、核時代に与
える影響と人類史に持つ意味を
考えると、この条約には大きな
潜在力がある。マーシャルやバ
ードが72年前に想起した人間倫
理への回帰を呼び掛けているか
らだ。

無差別な破壊力と非人道的な
苦痛、時空を超える放射能被害
を考えると、核兵器は極悪兵器
だ。

だが、その安全保障上の効用
に着目した米国の後をソ連や
中国が追いつき、いっしょに核抑止論
の名の下、その存在が正当化さ
れた。そして核の効用を信じ込
む伝染性は、北朝鮮にまで及ん
だ。

冷戦終結後も核リスクは高ま
っている。疑心暗鬼の核保有国
は核戦力の近代化を進め、「核
なき世界」は今や死語だ。

そんな逆風下で、核兵器に絶
対悪の烙印を押す条約が誕生し
た。核廃絶へ向けた反転攻勢の
契機とし、人間倫理の回復を目
指したい。

(共同通信編集委員 太田昌克)



General Assembly

Distr.: Limited
6 July 2017

Original: English

United Nations conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination

New York, 27-31 March and 15 June-7 July 2017

Agenda item 9

Negotiations, pursuant to paragraph 8 of General Assembly resolution 71/258 of 23 December 2016, on a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination

Draft treaty on the prohibition of nuclear weapons

Submitted by the President of the conference

The States Parties to this Treaty,

Determined to contribute to the realization of the purposes and principles of the Charter of the United Nations,

Deeply concerned about the catastrophic humanitarian consequences that would result from any use of nuclear weapons, and recognizing the consequent need to completely eliminate such weapons, which remains the only way to guarantee that nuclear weapons are never used again under any circumstances,

Mindful of the risks posed by the continued existence of nuclear weapons, including from any nuclear-weapon detonation by accident, miscalculation or design, and emphasizing that these risks concern the security of all humanity, and that all States share the responsibility to prevent any use of nuclear weapons,

Cognizant that the catastrophic consequences of nuclear weapons cannot be adequately addressed, transcend national borders, pose grave implications for human survival, the environment, socioeconomic development, the global economy, food security and the health of current and future generations, and have a disproportionate impact on women and girls, including as a result of ionizing radiation,

Acknowledging the ethical imperatives for nuclear disarmament and the urgency of achieving and maintaining a nuclear-weapon-free world, which is a global public good of the highest order, serving both national and collective security interests,



Mindful of the unacceptable suffering of and harm caused to the victims of the use of nuclear weapons (hibakusha), as well as of those affected by the testing of nuclear weapons,

Recognizing the disproportionate impact of nuclear-weapon activities on indigenous peoples,

Reaffirming the need for all States at all times to comply with applicable international law, including international humanitarian law and international human rights law,

Basing themselves on the principles and rules of international humanitarian law, in particular the principle that the right of parties to an armed conflict to choose methods or means of warfare is not unlimited, the rule of distinction, the prohibition against indiscriminate attacks, the rules on proportionality and precautions in attack, the prohibition on the use of weapons of a nature to cause superfluous injury or unnecessary suffering, and the rules for the protection of the natural environment,

Considering that any use of nuclear weapons would be contrary to the rules of international law applicable in armed conflict, in particular the principles and rules of international humanitarian law,

Reaffirming that any use of nuclear weapons would also be abhorrent to the principles of humanity and the dictates of public conscience,

Recalling that, in accordance with the Charter of the United Nations, States must refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any State, or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations, and that the establishment and maintenance of international peace and security are to be promoted with the least diversion for armaments of the world's human and economic resources,

Recalling also the first resolution of the General Assembly of the United Nations, adopted on 24 January 1946, and subsequent resolutions which call for the elimination of nuclear weapons,

Concerned by the slow pace of nuclear disarmament, the continued reliance on nuclear weapons in military and security concepts, doctrines and policies, and the waste of economic and human resources on programmes for the production, maintenance and modernization of nuclear weapons,

Recognizing that a legally binding prohibition of nuclear weapons constitutes an important contribution towards the achievement and maintenance of a world free of nuclear weapons, including the irreversible, verifiable and transparent elimination of nuclear weapons, and determined to act towards that end,

Determined to act with a view to achieving effective progress towards general and complete disarmament under strict and effective international control,

Reaffirming that there exists an obligation to pursue in good faith and bring to a conclusion negotiations leading to nuclear disarmament in all its aspects under strict and effective international control,

Reaffirming also that the full and effective implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, which serves as the cornerstone of the nuclear disarmament and non-proliferation regime, has a vital role to play in promoting international peace and security,

Recognizing the vital importance of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty and its verification regime as a core element of the nuclear disarmament and non-proliferation regime,

Reaffirming the conviction that the establishment of the internationally recognized nuclear-weapon-free zones on the basis of arrangements freely arrived at among the States of the region concerned enhances global and regional peace and security, strengthens the nuclear non-proliferation regime and contributes towards realizing the objective of nuclear disarmament,

Emphasizing that nothing in this Treaty shall be interpreted as affecting the inalienable right of its States Parties to develop research, production and use of nuclear energy for peaceful purposes without discrimination,

Recognizing that the equal, full and effective participation of both women and men is an essential factor for the promotion and attainment of sustainable peace and security, and committed to supporting and strengthening the effective participation of women in nuclear disarmament,

Recognizing also the importance of peace and disarmament education in all its aspects and of raising awareness of the risks and consequences of nuclear weapons for current and future generations, and committed to the dissemination of the principles and norms of this Treaty,

Stressing the role of public conscience in the furthering of the principles of humanity as evidenced by the call for the total elimination of nuclear weapons, and recognizing the efforts to that end undertaken by the United Nations, the International Red Cross and Red Crescent Movement, other international and regional organizations, non-governmental organizations, religious leaders, parliamentarians, academics and the hibakusha,

Have agreed as follows:

Article 1

Prohibitions

1. Each State Party undertakes never under any circumstances to:

(a) Develop, test, produce, manufacture, otherwise acquire, possess or stockpile nuclear weapons or other nuclear explosive devices;

(b) Transfer to any recipient whatsoever nuclear weapons or other nuclear explosive devices or control over such weapons or explosive devices directly or indirectly;

(c) Receive the transfer of or control over nuclear weapons or other nuclear explosive devices directly or indirectly;

(d) Use or threaten to use nuclear weapons or other nuclear explosive devices;

(e) Assist, encourage or induce, in any way, anyone to engage in any activity prohibited to a State Party under this Treaty;

(f) Seek or receive any assistance, in any way, from anyone to engage in any activity prohibited to a State Party under this Treaty;

(g) Allow any stationing, installation or deployment of any nuclear weapons or other nuclear explosive devices in its territory or at any place under its jurisdiction or control.

Article 2

Declarations

1. Each State Party shall submit to the Secretary-General of the United Nations, not later than 30 days after this Treaty enters into force for that State Party, a declaration in which it shall:

(a) Declare whether it owned, possessed or controlled nuclear weapons or nuclear explosive devices and eliminated its nuclear-weapon programme, including the elimination or irreversible conversion of all nuclear-weapons-related facilities, prior to the entry into force of this Treaty for that State Party;

(b) Notwithstanding Article 1 (a), declare whether it owns, possesses or controls any nuclear weapons or other nuclear explosive devices;

(c) Notwithstanding Article 1 (g), declare whether there are any nuclear weapons or other nuclear explosive devices in its territory or in any place under its jurisdiction or control that are owned, possessed or controlled by another State.

2. The Secretary-General of the United Nations shall transmit all such declarations received to the States Parties.

Article 3

Safeguards

1. Each State Party to which Article 4, paragraph 1 or 2, does not apply shall, at a minimum, maintain its International Atomic Energy Agency safeguards obligations in force at the time of entry into force of this Treaty, without prejudice to any additional relevant instruments that it may adopt in the future.

2. Each State Party to which Article 4, paragraph 1 or 2, does not apply that has not yet done so shall conclude with the International Atomic Energy Agency and bring into force a comprehensive safeguards agreement (INFCIRC/153 (Corrected)). Negotiation of such agreement shall commence within 180 days from the entry into force of this Treaty for that State Party. The agreement shall enter into force no later than 18 months from the entry into force of this Treaty for that State Party. Each State Party shall thereafter maintain such obligations, without prejudice to any additional relevant instruments that it may adopt in the future.

Article 4

Towards the total elimination of nuclear weapons

1. Each State Party that after 7 July 2017 owned, possessed or controlled nuclear weapons or other nuclear explosive devices and eliminated its nuclear-weapon programme, including the elimination or irreversible conversion of all nuclear-weapons-related facilities, prior to the entry into force of this Treaty for it, shall cooperate with the competent international authority designated pursuant to paragraph 6 of this Article for the purpose of verifying the irreversible elimination of its nuclear-weapon programme. The competent international authority shall report to the States Parties. Such a State Party shall conclude a safeguards agreement with the International Atomic Energy Agency sufficient to provide credible assurance of the non-diversion of declared nuclear material from peaceful nuclear activities and of the absence of undeclared nuclear material or activities in that State Party as a whole. Negotiation of such agreement shall commence within 180 days from the entry into force of this Treaty for that State Party. The agreement

shall enter into force no later than 18 months from the entry into force of this Treaty for that State Party. That State Party shall thereafter, at a minimum, maintain these safeguards obligations, without prejudice to any additional relevant instruments that it may adopt in the future.

2. Notwithstanding Article 1 (a), each State Party that owns, possesses or controls nuclear weapons or other nuclear explosive devices shall immediately remove them from operational status, and destroy them as soon as possible but not later than a deadline to be determined by the first meeting of States Parties, in accordance with a legally binding, time-bound plan for the verified and irreversible elimination of that State Party's nuclear-weapon programme, including the elimination or irreversible conversion of all nuclear-weapons-related facilities. The State Party, no later than 60 days after the entry into force of this Treaty for that State Party, shall submit this plan to the States Parties or to a competent international authority designated by the States Parties. The plan shall then be negotiated with the competent international authority, which shall submit it to the subsequent meeting of States Parties or review conference, whichever comes first, for approval in accordance with its rules of procedure.

3. A State Party to which paragraph 2 above applies shall conclude a safeguards agreement with the International Atomic Energy Agency sufficient to provide credible assurance of the non-diversion of declared nuclear material from peaceful nuclear activities and of the absence of undeclared nuclear material or activities in the State as a whole. Negotiation of such agreement shall commence no later than the date upon which implementation of the plan referred to in paragraph 2 is completed. The agreement shall enter into force no later than 18 months after the date of initiation of negotiations. That State Party shall thereafter, at a minimum, maintain these safeguards obligations, without prejudice to any additional relevant instruments that it may adopt in the future. Following the entry into force of the agreement referred to in this paragraph, the State Party shall submit to the Secretary-General of the United Nations a final declaration that it has fulfilled its obligations under this Article.

4. Notwithstanding Article 1 (b) and (g), each State Party that has any nuclear weapons or other nuclear explosive devices in its territory or in any place under its jurisdiction or control that are owned, possessed or controlled by another State shall ensure the prompt removal of such weapons, as soon as possible but not later than a deadline to be determined by the first meeting of States Parties. Upon the removal of such weapons or other explosive devices, that State Party shall submit to the Secretary-General of the United Nations a declaration that it has fulfilled its obligations under this Article.

5. Each State Party to which this Article applies shall submit a report to each meeting of States Parties and each review conference on the progress made towards the implementation of its obligations under this Article, until such time as they are fulfilled.

6. The States Parties shall designate a competent international authority or authorities to negotiate and verify the irreversible elimination of nuclear-weapons programmes, including the elimination or irreversible conversion of all nuclear-weapons-related facilities in accordance with paragraphs 1, 2 and 3 of this Article. In the event that such a designation has not been made prior to the entry into force of this Treaty for a State Party to which paragraph 1 or 2 of this Article applies, the Secretary-General of the United Nations shall convene an extraordinary meeting of States Parties to take any decisions that may be required.

Article 5

National implementation

1. Each State Party shall adopt the necessary measures to implement its obligations under this Treaty.
2. Each State Party shall take all appropriate legal, administrative and other measures, including the imposition of penal sanctions, to prevent and suppress any activity prohibited to a State Party under this Treaty undertaken by persons or on territory under its jurisdiction or control.

Article 6

Victim assistance and environmental remediation

1. Each State Party shall, with respect to individuals under its jurisdiction who are affected by the use or testing of nuclear weapons, in accordance with applicable international humanitarian and human rights law, adequately provide age- and gender-sensitive assistance, without discrimination, including medical care, rehabilitation and psychological support, as well as provide for their social and economic inclusion.
2. Each State Party, with respect to areas under its jurisdiction or control contaminated as a result of activities related to the testing or use of nuclear weapons or other nuclear explosive devices, shall take necessary and appropriate measures towards the environmental remediation of areas so contaminated.
3. The obligations under paragraphs 1 and 2 above shall be without prejudice to the duties and obligations of any other States under international law or bilateral agreements.

Article 7

International cooperation and assistance

1. Each State Party shall cooperate with other States Parties to facilitate the implementation of this Treaty.
2. In fulfilling its obligations under this Treaty, each State Party shall have the right to seek and receive assistance, where feasible, from other States Parties.
3. Each State Party in a position to do so shall provide technical, material and financial assistance to States Parties affected by nuclear-weapons use or testing, to further the implementation of this Treaty.
4. Each State Party in a position to do so shall provide assistance for the victims of the use or testing of nuclear weapons or other nuclear explosive devices.
5. Assistance under this Article may be provided, inter alia, through the United Nations system, international, regional or national organizations or institutions, non-governmental organizations or institutions, the International Committee of the Red Cross, the International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies, or national Red Cross and Red Crescent Societies, or on a bilateral basis.
6. Without prejudice to any other duty or obligation that it may have under international law, a State Party that has used or tested nuclear weapons or any other nuclear explosive devices shall have a responsibility to provide adequate assistance to affected States Parties, for the purpose of victim assistance and environmental remediation.

Article 8

Meeting of States Parties

1. The States Parties shall meet regularly in order to consider and, where necessary, take decisions in respect of any matter with regard to the application or implementation of this Treaty, in accordance with its relevant provisions, and on further measures for nuclear disarmament, including:

- (a) The implementation and status of this Treaty;
- (b) Measures for the verified, time-bound and irreversible elimination of nuclear-weapon programmes, including additional protocols to this Treaty;
- (c) Any other matters pursuant to and consistent with the provisions of this Treaty.

2. The first meeting of States Parties shall be convened by the Secretary-General of the United Nations within one year of the entry into force of this Treaty. Further meetings of States Parties shall be convened by the Secretary-General of the United Nations on a biennial basis, unless otherwise agreed by the States Parties. The meeting of States Parties shall adopt its rules of procedure at its first session. Pending their adoption, the rules of procedure of the United Nations conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination, shall apply.

3. Extraordinary meetings of States Parties shall be convened, as may be deemed necessary, by the Secretary-General of the United Nations, at the written request of any State Party provided that this request is supported by at least one third of the States Parties.

4. After a period of five years following the entry into force of this Treaty, the Secretary-General of the United Nations shall convene a conference to review the operation of the Treaty and the progress in achieving the purposes of the Treaty. The Secretary-General of the United Nations shall convene further review conferences at intervals of six years with the same objective, unless otherwise agreed by the States Parties.

5. States not party to this Treaty, as well as the relevant entities of the United Nations system, other relevant international organizations or institutions, regional organizations, the International Committee of the Red Cross, the International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies and relevant non-governmental organizations, shall be invited to attend the meetings of States Parties and the review conferences as observers.

Article 9

Costs

1. The costs of the meetings of States Parties, the review conferences and the extraordinary meetings of States Parties shall be borne by the States Parties and States not party to this Treaty participating therein as observers, in accordance with the United Nations scale of assessment adjusted appropriately.

2. The costs incurred by the Secretary-General of the United Nations in the circulation of declarations under Article 2, reports under Article 4 and proposed amendments under Article 10 of this Treaty shall be borne by the States Parties in accordance with the United Nations scale of assessment adjusted appropriately.

3. The cost related to the implementation of verification measures required under Article 4 as well as the costs related to the destruction of nuclear weapons or other nuclear explosive devices, and the elimination of nuclear-weapon programmes, including the elimination or conversion of all nuclear-weapons-related facilities, should be borne by the States Parties to which they apply.

Article 10

Amendments

1. At any time after the entry into force of this Treaty, any State Party may propose amendments to the Treaty. The text of a proposed amendment shall be communicated to the Secretary-General of the United Nations, who shall circulate it to all States Parties and shall seek their views on whether to consider the proposal. If a majority of the States Parties notify the Secretary-General of the United Nations no later than 90 days after its circulation that they support further consideration of the proposal, the proposal shall be considered at the next meeting of States Parties or review conference, whichever comes first.

2. A meeting of States Parties or a review conference may agree upon amendments which shall be adopted by a positive vote of a majority of two thirds of the States Parties. The Depositary shall communicate any adopted amendment to all States Parties.

3. The amendment shall enter into force for each State Party that deposits its instrument of ratification or acceptance of the amendment 90 days following the deposit of such instruments of ratification or acceptance by a majority of the States Parties at the time of adoption. Thereafter, it shall enter into force for any other State Party 90 days following the deposit of its instrument of ratification or acceptance of the amendment.

Article 11

Settlement of disputes

1. When a dispute arises between two or more States Parties relating to the interpretation or application of this Treaty, the parties concerned shall consult together with a view to the settlement of the dispute by negotiation or by other peaceful means of the parties' choice in accordance with Article 33 of the Charter of the United Nations.

2. The meeting of States Parties may contribute to the settlement of the dispute, including by offering its good offices, calling upon the States Parties concerned to start the settlement procedure of their choice and recommending a time limit for any agreed procedure, in accordance with the relevant provisions of this Treaty and the Charter of the United Nations.

Article 12

Universality

Each State Party shall encourage States not party to this Treaty to sign, ratify, accept, approve or accede to the Treaty, with the goal of universal adherence of all States to the Treaty.

Article 13

Signature

This Treaty shall be open for signature to all States at United Nations Headquarters in New York as from 20 September 2017.

Article 14

Ratification, acceptance, approval or accession

This Treaty shall be subject to ratification, acceptance or approval by signatory States. The Treaty shall be open for accession.

Article 15

Entry into force

1. This Treaty shall enter into force 90 days after the fiftieth instrument of ratification, acceptance, approval or accession has been deposited.
2. For any State that deposits its instrument of ratification, acceptance, approval or accession after the date of the deposit of the fiftieth instrument of ratification, acceptance, approval or accession, this Treaty shall enter into force 90 days after the date on which that State has deposited its instrument of ratification, acceptance, approval or accession.

Article 16

Reservations

The Articles of this Treaty shall not be subject to reservations.

Article 17

Duration and withdrawal

1. This Treaty shall be of unlimited duration.
2. Each State Party shall, in exercising its national sovereignty, have the right to withdraw from this Treaty if it decides that extraordinary events related to the subject matter of the Treaty have jeopardized the supreme interests of its country. It shall give notice of such withdrawal to the Depositary. Such notice shall include a statement of the extraordinary events that it regards as having jeopardized its supreme interests.
3. Such withdrawal shall only take effect 12 months after the date of the receipt of the notification of withdrawal by the Depositary. If, however, on the expiry of that 12-month period, the withdrawing State Party is a party to an armed conflict, the State Party shall continue to be bound by the obligations of this Treaty and of any additional protocols until it is no longer party to an armed conflict.

Article 18
Relationship with other agreements

The implementation of this Treaty shall not prejudice obligations undertaken by States Parties with regard to existing international agreements, to which they are party, where those obligations are consistent with the Treaty.

Article 19
Depositary

The Secretary-General of the United Nations is hereby designated as the Depositary of this Treaty.

Article 20
Authentic texts

The Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts of this Treaty shall be equally authentic.

DONE at New York, this seventh day of July, two thousand and seventeen.

**Research Center for Nuclear Weapons Abolition,
Nagasaki University(RECNA)**
長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)

1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki, 852-8521, Japan
〒852-8521 長崎市文教町1-14

TEL. +81 95 819 2164 / FAX. +81 95 819 2165
[E-mail] recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp
<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp>